

広報

佐那河内

題字: 山根玉峰 (佐那河内村 第一号名誉村民)

写真: 写真家 米津光

2023 April / No.601

4月号

佐那河内村広報誌

令和5年4月15日発行



さち香る 風の谷





佐那河内村長 岩城 福治

令和5年度を迎え、本年度の施政方針をお示しします。

新型コロナウイルス感染症の状況は、ようやく落ち着きを見せ、国は先月からマスク着用を個人の判断に委ねるとともに、ゴールデンウィーク明けの5月8日には「感染症法上の位置づけ」を、「2類相当」から「5類」へと移行することが決定されるなど、「大きな転機」を迎えています。

また、ワクチン接種については、今年度も「接種可能な全ての人々」に1回、さらに「65歳以上の高齢者」および「重症化リスクが高い人」を対象に追加で1回実施するという方針が国から示されていて、村としても引き続き、村民のみなさまが安心して日常生活を送ることができるよう、接種体制を整えてまいります。

感染者数の減少に伴い、全国的に行事やイベントの制限が解除されていて、本村においても3年ぶりの開催となる「佐那河内ふれあいまつり」が、感染症対策を講じた上で開催されるなど、徐々に「コロナ禍以前の姿」に戻りつつあります。

今後一層、ポストコロナに向けた村のにぎわい創出に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

一方で、村の経済に残されたコロナ禍の爪痕はまだ大きく、加えて、ロシアによるウクライナ侵攻の影響などから、物価高騰に歯止めがかからない状況であり、村民のみなさまの生活にも「大きな影響」を与えています。

このような中、村としましては、村民のみなさまの“生活を守る”取り組みが急務と考え、昨年度は、佐那河内村生活支援商品券、省エネ家電製品購入補助金、住民税非課税世帯等に対する特別給付金や電気料金支援、子育て世帯の給食費無料措置や応援給付金、農業集落排水施設の電力価格高騰分の支援、介護老人福祉施設への支援、常会運営・活性化補助（1戸当たり3,000円）など、さまざまな支援を行ってまいりました。

そして今年度におきましても、その対策を緩めることなく、

- ・施設園芸農家に対する燃油価格高騰分の支援
- ・中小企業者等に対する燃料費高騰分の支援
- ・生活支援燃油券（1戸当たり5,000円）
- ・農業者団体が実施する農道、用排水路など、農業用施設の維持修繕に対しての補助（現在の30%から50%に）

など、「村民のみなさまの生活を支えるための予算」を重点的に編成し、実行してまいります。

今後は、アフターコロナを見据えた取り組みを強化するとともに、環境に優しい村として、キエーロによる生ごみ処理を展開するとともに、さらに安価で手軽な「竹パウダー・コンポスト」の実証試験を行うこととしています。

それでは、地方創生総合戦略の施策の柱に沿って、本村の「持続可能なつづくむらづくり」の取り組みをご紹介します。

第1点目

「しごと・雇用を創出する」

農業の振興

「さくらもいちご栽培振興プロジェクト」第1期塾生が決定し、4月1日から本村で活躍していただいています。また来月には、第2期生の募集を開始することとしていて、農業と地域活動の将来を担う人材の獲得に向け、努力していきます。

この他、佐那河内果樹アグリスクール、すだち収穫マッチング事業などを継続することで、農業の活性化を図ってまいります。

有害鳥獣対策としては、ジビエ処理加工施設の早期整備を進め、有害鳥獣類から本村の農業を守るとともに、狩猟者の確保、さらには本村の新たな特産品の開発に繋がりたいと考えています。

働く場の創出

昨年度から交付を開始しているサテライトオフィス等誘致支援事業補助金や創業支援補助金を、多くの企業に活用いただきたいと考えていて、村内での事業所設置や創業に向けてチャレンジする方々を積極的に支援し、地域の活性化を図ります。

ふるさと納税

佐那河内村のPR、地場産業振興に繋がる「新たな商品」の開発や発掘などを進め、村の大きな自主財源であるふるさと納税の伸張を図ってまいります。

第2点目

「新しいひとの流れをつくる」

「移住・定住」施策の強化

集合住宅、宅地分譲、空き家のあっせんなど、村が強力に取り組んでいる移住定住施策が功を奏し、昨年の本村の人口は「14

名の社会増」となりました。今後とも国道438号上八万バイパス―ノ瀬工区トンネル工事などの交通ネットワークを整備しながら、人口減少抑制のための移住定住施策を進めます。

「観光振興」について

観光活性化に向け「大川原高原“つくる”高原プロジェクト」を展開しているところであり、今年の秋に、大川原高原を舞台にした、自転車の「ヒルクライム・レースイベント」を開催すべく準備を進めていますので、みなさまのご協力をお願いします。

ドローンを用いた「スマート物流・実証実験」の実施

「配食代行サービス」「軽作物の出荷」「買い物代行サービス」など、本村高齢者等の生活や物流の支援に向け、ドローンを用いた実証実験を積極的に行うことで、他地域に先駆けた実装に結びつけたいと考えています。

簡易水道について

本村の簡易水道は、多くの水道管が敷設後30年を経過しています。南海トラフ巨大地震などの災害に備え、水道管の更新工事を進めていくための「管路更新基本計画」を策定し、老朽化した管路の計画的な更新に取り組んでまいります。

第3点目

「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

子育て支援の充実

これまでの子育て支援に加え、若者の結婚に伴う家賃や引っ越し費用を最大60万円まで補助する「結婚新生活支援事業」を開始するとともに、出産育児一時金を、従前の「42万円」から「50万円」へ引き上げるなど、保護者の負担軽減を図ります。

特色と魅力ある学校教育の推進

小・中・一貫教育による「ふるさと学習」や「英語教育」の成果として、「とくしまマルシェ」への出店など、「生きた教育」を実践しています。また、「四国コンテンツ映像フェスタ2022」では、英語による「佐那河内村PR動画」が優秀賞を受賞するとともに、中学校3年生の「英検3級」取得率は「8割」を超え、全国平均を大きく上回るという大きな成果を上げています。

また、本年度から、交通費の35%を補助する高等学校等通学補助金を創設し、通学に係る負担軽減を図るとともに、新生児とその保護者のみなさまには、3冊の絵本をお渡しすることで「本に触れ合う」きっかけを創出します。

第4点目

「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

佐那河内村旧庁舎跡地の活用

昨年度から「庁舎跡地活用検討委員会」において、跡地の活用方法を検討いただいている、広く村民のみなさまのご意見をうかがいながら、基本計画の素案を策定することとしています。

佐那河内村多目的地域交流施設の整備

佐那河内村多目的地域交流施設は、現在、常会の定例会や各種イベントなどで活用していただいておりますが、今後、有事の際の避難所や、災害復旧のための支援拠点としての施設整備を進めてまいります。

コミュニティバス実証事業について

昨年度実施した実証実験で、村民のみなさまからいただいたさまざまなご意見を検証し、今後の交通支援についての検討を進めて

まいります。なお、来年度からは、高齢者等外出支援助成事業のタクシーチケットを、3冊から4冊に拡充します。

さなごうち新ものがたり 創出事業の展開

村の潜在能力を開花させ、子や孫世代へとつなぐ「新しい村づくりプロジェクト」として、シンボルマークの策定・活用や、上嵯峨5常会に御協力いただいた集落点検、学術講演会、本村の魅力を発信する「さなごうち FAN SHOP事業」など、さまざまな取り組みを進めています。

また、村の景観づくりとして、村景観づくり基本指針を策定し、まずは庁舎国道側の斜面に桜を植樹しました。

新ものがたり事業も2年目を迎え、今年度からは阿波学会のみなさまによる総合学術調査や、村に残る文化遺産の披露として、山根玉峰先生の作品を展示する「追悼展」を実施したいと考えていますので、村民のみなさまには計画の推進にご協力いただくとともに、村の魅力がさらに輝いていくことをご期待いただきますよう、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生してから3年という長きにわたり、私たちの社会経済活動が中止または制限されてきましたが、ようやく明るい兆しが見えてまいりました。

村としては、これまで実施していた行事・イベントを、可能な限り再開させることによって、村民のみなさまと喜びを分かち合いたいと考えています。

また、積極的にみなさまのご意見をうかがい、活用することで、村の活性化に取り組んでまいりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年度当初予算

総額は40億815万円

3月7日から3月17日の間で開かれた村議会第1回定例会で、令和5年度当初予算が承認されました。

本村の財政状況は、人口減少や新型コロナウイルス感染症などの影響により村税の減収が見込まれるなか、高齢化の進行や子育てなどに対応する社会保障経費が引き続き増加することに加え、新型コロナウイルス感染症に対応する経費も継続して見込まれるなど厳しさが増すことが予想されま

す。財政の健全化を進められましたが、今後も財政需要を的確に見込み、将来を見据えた財政運営を行っていく必要があります。予算規模としては、一般的な施策を進める一般会計と一般会計に属する特別会計として宅地造成事業特別会計（会計間の重複額を除く）を合わせた29億3,490万円（前年度比3億3,438万円・10.2%減）と国民健康保険事業特別会計等の5つの特別会計を合わせた10億7,325万円（前年度比2,684万円・2.6%増）で、これらを合わせた村の予算総額は40億815万円となります。

歳入

※宅地造成事業特別会計含む

歳入予算構成グラフをご覧ください。

村独自の収入である、村税や繰入金（各種基金【村の貯金】の取り崩し）などの自主財源は10億4,659万円と全体の35.6%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で18億8,831万円となり、64.4%を占めています。

村税については、384万円増と前年度並みになっています。寄附金については1億5,501万円を計上しています。

歳入の41.1%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付するお金のことです。本年度は、12億670万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、2億6,770万円を計上しており、その内訳は臨時財政対策債※として1,000万円、過疎対策事業債として2億4,530

万円や緊急防災・減債事業債800万円などがあります。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替措置とみて差し支えない地方債のことで

歳出

※宅地造成事業特別会計含む

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、11億455万円となっています。

人件費は前年度比1,767万円増、公債費は前年度比5億5,918万円減、扶助費は前年度比325万円増となり義務的経費全体で5億3,826万円減となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費は、全体で4億6,625万円を計上しています。

過疎対策事業（道路整備）、社会資本基盤総合交付金事業（橋梁更新等）、ジビエ処理加工施設整備事業などを予定しています。任意的経費は、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費、維持補修費などで構成されています。

物件費は、新型コロナワクチン接種事業の縮小に伴い823万円減となっています。繰出金は前年度比279万円減、補助費は前年度比4,544万円増となっています。

任意的経費全体では、前年度比5,872万円となり、13億6,409万円を計上しています。

特別会計では

特別会計は、特定の事業にかかる保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

国民健康保険事業特別会計は、医療給付費などが増加傾向にあり、前年度比14.60%増の3億6,100万円を計上しています。

簡易水道特別会計は、前年度比25.9%減（4,170万円減）の1億1,930万円を計上しています。

農業集落排水事業特別会計については、前年度比4.5%増（670万円）と前年並みの1億5,670万円を計上しています。

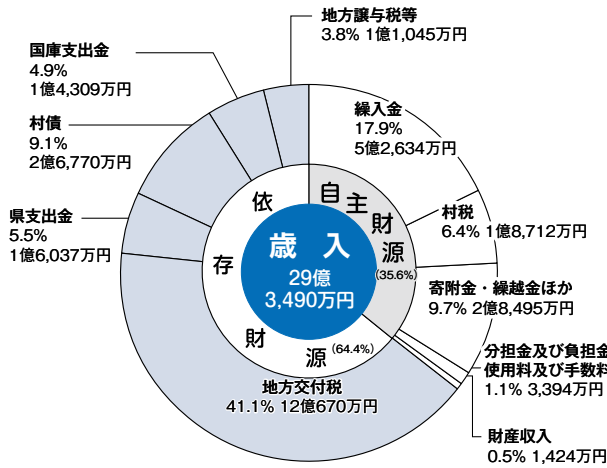
この2つの地方公営企業会計については、令和6年度までに法適用会計へ移行する業務の予算を

本年度より計上しています。

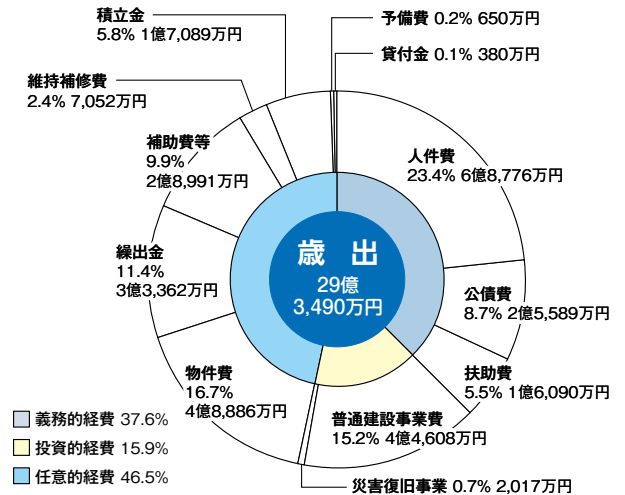
介護保険事業特別会計は、3億8,200万円を計上していて、前年度比3.0%の増となっています。

後期高齢者医療特別会計は、5,425万円を計上していて、前年度比9.8%の増となっています。

歳入予算構成グラフ

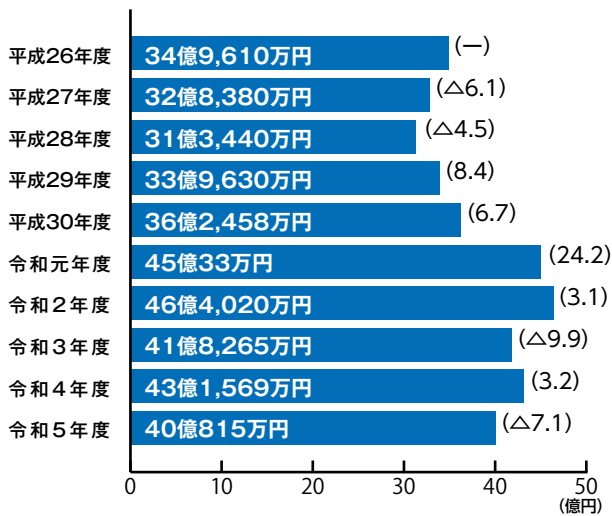


歳出予算構成グラフ



10年間の総額推移状況

※普通会計+特別会計=当初予算額 ※（ ）は前年度当初予算対比



令和5年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率 (%)
総額	40億815万円	△ 7.1
普通会計 (一般・宅造)	29億3,490万円	△ 10.2
特別会計	10億7,325万円	2.6
国民健康保険事業	3億6,100万円	14.6
簡易水道	1億1,930万円	△ 25.9
農業集落排水事業	1億5,670万円	4.5
介護保険事業	3億8,200万円	3.0
後期高齢者医療	5,425万円	9.8

※伸び率は前年度当初予算対比

村民一人あたりに使われるお金

※令和5年3月31日現在の人口 (2,166人) で算出



議会だより

— 令和5年 第1回(3月)定例会 —

令和5年第1回定例会は、3月7日開会され、令和5年度各会計当初予算案件7件、令和4年度各会計補正予算案件6件、条例案件12件、人事案件2件、単行案件3件の合わせて30件の審議を行い、原案どおり可決、同意し、3月17日に閉会しました。

現在の取り組み 状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

新型コロナウイルス感染症対策

ワクチン接種については、国は、来年度のワクチン接種を接種可能な全ての者を対象に1回実施するとともに、65歳以上の高齢者および重症化リスクが高い人を対象に、さらに1回追加実施する方針としています。村としては、引き続き国等の情報を注視しつつ、方針が決定され次第、速やかに接種体制が確立できるよう、準備を進めていきます。

行事やイベントなどの開催は徐々にコロナ禍以前の姿に戻りつつあり、2月5日佐那河内ふれあいまつりを3年ぶりに開催することができました。引き続き感染症対策を講じながら、村の賑わいを取り戻すことができますよう、積極的に取り組んでいきます。

景気対策

佐那河内村生活支援商品券は現時点で全体の約93%となる約1,013万円が換金されていて、省エネ家電製品購入補助金は申請実績が24件、住民税非課税世帯には特別給付金や電気料金の支援、子育て世帯に対しては給食費無料の措置や応援給付金を実施するなどさまざまな支援をしています。

農業集落排水施設の電力価格高騰分の支援や生活支援燃油券、

介護老人福祉施設への支援、農業者団体が実施する農道・用排水路等農業用施設の維持修繕に対する補助、常会運営活性化補助など、村民のみならずの生活を支えるための予算を計上しています。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

佐那のいちご塾の第2期塾生をお迎えする準備を進めています。また、さくらももいちごの高設栽培への転換、果樹アグリスクール、すだち収穫マッチング事業などを実施することで、本村の農業の活性化を図ります。

ジビエ処理加工施設を役場敷地内の食業工房前に建設し、準備に必要な予算を計上しています。今後は、スケジュール策定や予算規模等の確定に取り組み、地域住民のみならずに向け説明会を実施したいと考えています。狩猟者の確保についても、努力していきます。

今年度のふるさと納税の実績は、2月末日時点で寄附件数が1万件を超え、寄附金額も1億4,000万円程度となり、最終的には、昨年度とおおむね同額になると見込んでいます。本年度は、ポータルサイトの追加導入、佐那河内村誕生1000年記念デザインビールや無洗米定期便などの新規返礼品を開拓するなど、積極的に進めました。

②「新しいひとの流れをつくる」

上中辺村営住宅は、現在1世帯が入居していて、さらに2世帯が4月末までに入居する予定となっています。中尾谷分譲宅

地も、第1期工事の3区画が全て販売完了し、その他の区画も、可能となり次第分譲を開始します。

自転車のヒルクライムレースイベントを開催すべく、今議会に関係予算を提出しています。スポーツツーリズムを通じた本村の新たな観光資源を生み出したいと考えています。

ドローンを用いたスマート物流実証実験を3月24日に行い、本格的な実装に向け検証を進めていきます。

簡易水道については、管路更新基本計画を来年度に策定し、老朽化が進んだ管路の計画的な更新に取り組みます。

また、令和6年度から移行となる簡易水道事業および農業集落排水事業の公営企業会計方式についても、来年度は例規の整備やシステムのデータ作成を行い、令和6年4月1日の運用開始に向け、遺漏のないよう調整を進めていきます。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

村内で居住する若者の結婚に伴う経済的負担を軽減するため、家屋や引っ越し費用を最大60万円まで補助する結婚新生活支援事業を開始するとともに、出産・育児一時金を従前の42万円から50万円に引き上げ、負担軽減を図ります。さらに、保育所における設備の充実や給食材料費補助などにも取り組み、さらなる子育て支援の充実を図ります。

来年度は、新たに高等学校等通学補助金を創設し、高校生の進学を支援していきます。

また、新生児とその保護者に絵本をお渡しし、その場で読み

聞かせを行い、本選びの情報を提供することで、絵本に触れ合うきっかけを創出することとしています。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

庁舎跡地活用については、検討委員会から、もっと時間をかけて慎重な議論をするべきであるとの申入れ書を頂いたところ です。

そこで、村では基本計画の素案作成時期を秋以降に改めることとし、検討委員会において施設建設の是非を含め、旧庁舎跡地をどのように活用していくか、時間をかけて検討していくことにしました。

佐那河内村多目的地域交流施設については、昨年7月の供用開始以来、常会の定例会や各種イベントなどで活用されています。また、有事の際の避難所や災害復旧のための支援拠点として機能するよう、必要な環境整備を進めているところです。

次に、コミュニティバス実証事業は、10月から実証実験を実施してきました。役場や郵便局、農協、通院などご利用いただく人が一定数いらっしゃいましたが、3月3日現在の利用者総数が94人であり、月平均では約19人の利用にとどまったことから、今年度末をもって一旦区切りをつけます。

来年度は、高齢者等外出支援助成事業のタクシーチケットを現行の上限3冊から4冊まで拡充し、利便性向上を図るとともに、高齢者等のバス無料乗車証やタクシー無料利用制度などとの統合・整理を含め、さらなる検討を行っていきたいと考えています。

補正予算案件

議案第1号 令和4年度佐那河内村一般会計補正予算(第7号)について

既定の歳入歳出予算の総額を6,140万円増額し、予算総額を

35億8,960万円とし、繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など14事業を令和5年度に実施するための2億7,101万8千円を計上するもの。

議案第2号 令和4年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

既定の歳入歳出予算の総額を443万8千円増額し、予算総額を3億4,857万8千円とするもの。

議案第3号 令和4年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算(第3号)について

既定の歳入歳出予算の総額を1,715万円減額し、予算総額を1億5,160万円とするもの。

議案第4号 令和4年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

既定の歳入歳出予算の総額を140万円増額し、予算総額を1億5,590万円とするもの。

議案第5号 令和4年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

既定の歳入歳出予算の総額を204万3千円減額し、予算総額を3億9,412万7千円とするもの。

議案第6号 令和4年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について

既定の歳入歳出予算の総額を5,318万円減額し、予算総額を510万円とするもの。

当初予算案件

議案第7号 令和5年度佐那河内村一般会計予算について

歳入歳出予算総額28億9,800万円とし、前年度に比べ3億2,300万円の減。

歳入で主なものは、村税1億8,712万円、地方交付税12億670万円、国庫支出金1億4,308万5千円、県支出金1億6,037万1千円、寄附金1億5,501万円、繰入金5億2,633万8千円など。

歳出で主なものは、総務費9億175万7千円と前年度と比べ9,554万円の増額、民生費4億

6,711万6千円と前年度と比べ3,431万6千円の増額、農林水産業費2億9,825万3千円と前年度と比べ7,641万3千円の増額、土木費2億6,086万6千円と前年度と比べ2,334万9千円の増額、教育費1億9,088万9千円と前年度と比べ925万9千円の増額、公債費2億5,589万1千円と前年度に比べ5億5,918万2千円の減額など。

議案第8号 令和5年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額3億6,100万円とし、前年度に比べ4,600万円の減額。

議案第9号 令和5年度佐那河内村簡易水道特別会計予算について

歳入歳出予算総額1億1,930万円とし、前年度に比べ4,170万円の増額。

議案第10号 令和5年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額1億5,670万円とし、前年度に比べ670万円の増額。

議案第11号 令和5年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額3億8,200万円とし、前年度に比べ1,100万円の増額。

議案第12号 令和5年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出予算総額5,425万円とし、前年度に比べ484万円の増額。

議案第13号 令和5年度佐那河内村宅地造成事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額4,690万円とし、前年度に比べ1,138万円の減額。

条例案件

議案第14号 佐那河内村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議会における個人情報の適正

な取扱いに関し、必要な事項を定めるもの。

議案第15号 佐那河内村個人情報保護法施行条例の制定について

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、その施行に関し、必要な事項を定めるもの。

議案第16号 佐那河内村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第15号の制定に伴い設置することとなる情報公開・個人情報保護審査会に関し、必要な事項を定めるもの。

議案第17号 佐那河内村公共施設等総合管理基金に関する条例の制定について

公共施設の長寿命化に関する事業の推進および計画的な更新並びに活用の財源に充てるため、新たな特定目的基金を設けるもので、佐那河内村役場庁舎改築基金を廃止し、本基金に引き継ぐもの。

議案第18号 佐那河内村情報公開条例および佐那河内村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号の制定に伴い、関連する他の条例の条文を修正するもの。

議案第19号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

佐那河内村税条例、佐那河内村後期高齢者医療に関する条例、佐那河内村介護保険条例、佐那河内村道路占用料徴収条例に規定されている督促手数料を廃止するもの。

議案第20号 佐那河内村コミュニティ消防センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について

第7分団詰所、幸田消防センター等の名称および位置を追加するもの。

議案第21号 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の基礎課税等

に係る課税限度額および減額の対象となる所得の基準の引上げ並びに資産割を廃するもの。

議案第22号 佐那河内村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

被保険者に対する出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げるもの。

議案第28号 定年前に退職する意思を有する職員の募集および認定に関する条例の制定について

国家公務員に準じて、早期退職募集制度を整備するもの。

議案第29号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

村職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制、任用にかかる規定を改正するもの。

議案第30号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うもの。

単行案件

議案第23号 佐那河内村道路線の認定について

議案第24号 佐那河内村道路線の変更について

議案第25号 佐那河内村道路線の廃止について

村道路台帳の補正に伴い、西ノハナ線など2路線の新規認定、滝ノ宮東線など11路線の起終点の変更認定、仁井田東線など4路線の廃止認定を行うもの。

人事案件

議案第26号 監査委員の選任について

令和5年3月31日で任期満了になる代表監査委員の選任について、議会の同意を求めるもの。
(監査委員：前河 洋次)

議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和5年3月31日で任期満了

になる委員の選任について、議会の同意を求めるもの。

(固定資産評価審査委員会委員：新居 眞治)

一般質問

大岩 和久 議員

1. 佐那河内村における教育行政全般について

質 ①英語学習や小中一貫校としての学校教育全体に対して、将来を見ずえた取り組みと方針についてうかがいたい。

②社会教育、社会体育について積極的に参加していただける事業、行事等の組み立てと今後の展開についてうかがいたい。

答 ①英語教育における村英語教育戦略ビジョンの策定などの教育施策は毎年検討し追加するなど、改善を図りながら継続させてきました。その上で、村教育委員会と小中学校が常に密に連携することにより成果を上げてきたと考えています。今後も児童生徒に寄り添いながら、佐那河内村ならではの英語教育に係る教育施策を継続し、さらなる工夫をしていきたいと考えています。

これからも村教育委員会として、村ならではの特色ある小中一貫教育を中心に学校の教師力と児童生徒の力がともに伸びるよう適切かつ果敢に教育政策を講じ、地域の理解と支援を受けながら、さらに学校力を高めていきたいと思います。

②社会教育では、英語村、イングリッシュデイキャンプや、川遊び体験、人権大学講座や講演会、家庭教育講座など、多くの人に参加していただけるよう内容の充実を図りました。

社会体育では、スポーツクラブ主催でスポーツフェスティバルや、初めての佐那河内スポーツクラブ祭りなどのイベントが開催されました。

社会教育や社会体育は、大人や子どもなど年齢層に関わらず、心豊かに生きることや生きがい、活力につながるので、魅力的な活動となり、住民のみなさまが積極的に参加し、自主的に活動してもらえようアイデアを凝らし、方策を講じるとともに、発展的に継続していけるよう一層努めたいと思います。

森下 嘉文 議員

1. ヘリポートの管理について

質 ①ドクターヘリ離着陸時の安全性確保について、どういう対策を実施しているのか。

②現状のヘリポートについて、ドクターヘリ以外の運用を考えているのか。

答 ①吹き流しの設置、ヘリポート中心から30m以内の自動車等の障害物の除去、ヘリポート内および周辺に飛散する物がないか確認、ヘリポート周辺の各進入路に1名以上の警戒員の配置をすることとしています。中央運動公園では離着陸時の土ぼこり等の巻き上げから機体やプロペラ等を守るため事前に離着陸ポイントへの水まきをするようにしています。乗用型吸塵機の導入は、今後、ヘリポートの運用状況について検証等を行うので、その有効性なども併せて検討したいと考えています。

②ドクターヘリ以外にも徳島県消防防災ヘリコプターが考えられますが、ドクターヘリの機体に比べ一回り大きく、自動車等の障害物の除去範囲や安全対策範囲が大きく広がることとなります。村役場ヘリポートに離着陸する場合には来庁者のみなさまにも自動車等の移動をお願いすることとなり、より高い安全対策が必要なことから、現時点では災害時以外での離着陸運用は困難だと考えています。

まず、ドクターヘリの離着陸がより安全に確実にできるような体制等を整えた後に、徳島県消防防災ヘリコプターの常時運用

が可能であるか検討していきたいと考えています。

2. 役場庁舎南側、敷地内道路について

質 ①現状の敷地内道路管理についておうかがいしたい。

②敷地内道路を高齢者等の役場来庁時の進入路として、改修を行ったかどうかおうかがいしたい。

答 ①庁舎南側の旧中学校進入路は、旧中学校時代に通学、通勤用道路として整備され、現庁舎への進入路である村道西ノハナ線の完成に伴い、進入禁止のための設備、階段を設置するなど、歩行者の安全確保等を行った上で、現在は緊急時以外は歩行者専用道路として使用しています。

②村では、高齢者等の移動支援として高齢者等バス無料乗車証交付事業、高齢者等外出支援事業、タクシー運賃助成を実施しています。また、昨年10月からは路線バスの乗り入れが始まっていますので、併せてご検討いただければと考えています。

これまで村民のみなさまなどから、さまざまなご意見やご要望をいただいています。今後は、集約の上、緊急性、必要性のほか、予算の執行状況等も勘案しながら実現が可能か検討を進めていきたいと考えています。簡易型ケーブルカー等の設置についても同様に検討したいと考えています。

井開 一文 議員

1. 宅地造成事業について

質 ①中尾谷地区の現在の状況と今後の行程について

②佐那河内村における事業の今後の見通しについて

答 ①現在、埋却物の撤去、処理作業を業者に施工いただいておりますが、全体の予定箇所のうち、約4割程度の掘削が終了し

ているとの報告をいただいております。作業の終了時期については、埋却物の種類や量により前後することが想定されますので、今、確定的な時期を申し上げることはできません。ご理解ください。

今後の行程については、埋却物等がないD号地は、令和5年度の早い時期に発注できるよう準備を進めていますので、造成工事完了後、来年度分譲が可能かと思っております。

一方、掘削部分については、埋却物の撤去作業での掘削する深さは大体5～6mを想定しており、宅地として分譲するには、掘削した後、造成した土地が安定するまでの期間を1年程度設けたいと思っておりますので、最終の造成工事の発注、竣工、分譲開始は令和6年度になるものと考えています。

②想定外の事態により事業の完了が遅延することになり、関係のみなさんにはご心配をおかけしていますが、現在、事業の完了に向けてめどが立ってきたところですので、今後は残りの区画の造成工事完了に向け、全力を傾注して取り組んでいきたいと思っております。

新居 健治 議員

1. 公共施設について

・年間使用度・利用目的・維持管理費用・収容人数・築何年で耐震性はどうか

質 ①教育委員会管轄 佐那河内村民体育館、佐那河内村立公民館宮前分館について

②総務課管轄 佐那河内村桜集会所、佐那河内村根郷集会所について

③産業環境課管轄 佐那河内村農業総合振興センター、佐那河内村嵯峨生活改善センター、佐那河内村寺谷生活改善センターについて

④健康福祉課管轄 佐那河内村保健センター、佐那河内村嵯峨老人憩の家について

⑤企画政策課管轄 佐那河内

村多目的地域交流施設について

答 ①村民体育館は令和4年度はワクチンの接種会場として約160日間使用していて、それ以外の131日は、主にバレーボール、卓球などのスポーツ団体の利用や、マーチングバンドや阿波踊りなどの文化活動です。その他は、常会長会などの地域振興活動、選挙事務における開票所、また、避難所であるため防災訓練などにも利用されています。

維持管理経費は、令和4年度の見込みは受電設備の変更工事のため約440万ですが、例年は100万円程度です。

収容人数については定めはなく、フロア面積に合わせた各種イベント等の使用体系により変わります。平成6年に建築され、築28年であり、耐震性に問題はありません。

村立公民館宮前分館は、令和4年度はコロナ禍のため、使用した日数は18日です。生け花教室や宮前公民館の役員会、選挙の投票所、納税相談会場として利用されています。維持管理経費は、令和4年度の見込みとして約140万円ですが、情報設備の光熱水費を除くと、約60万円程度となります。

収容人数については、定めがなく、各部屋の面積に合わせた各種イベント等の使用体系によって変わります。昭和54年に建築され、築43年であり、平成23年に耐震改修工事を行って、耐震性に問題はありません。

②桜集会所の年間使用度は約50回で、仁井田西・東の常会、オカリナクラブ、桜クラブのほか、会合や活動に利用されています。

維持管理費は、電気水道等の料金で年間約4万4,000円の支出があり、地元で管理いただいているため、管理委託料は発生していません。

収容人数の規定はありません。平成7年に建築され、築28年で、新耐震基準以降の建築のため、耐震性には問題ないと考えてい

ます。

根郷集会所の年間使用度は約85回で、日浦・中浦・尾端・中津常会の常会や老人会などの会合や活動に利用されています。維持管理経費は、地元において管理いただいているため、費用は発生していません。

収容人数の規定はありません。平成18年に建築され、築17年で、新耐震基準以降の建築のため、耐震性に問題はないと考えています。

③農業総合振興センターの令和4年度使用度は、合計805回です。

利用目的は、村内各種団体の会合関係や文化活動関係、役場各課の業務関係、その他民間の健康診断などで、災害時の指定避難所にもなっています。

維持管理費用は、令和5年2月末現在で、139万1千円の支出となっています。

収容人数は、特に決めていません。

昭和58年に完成し、建築後40年が経過しているところです。耐震性は、新耐震基準以降建築されていますので、問題ありません。

佐那河内村嵯峨生活改善センターは、年間使用度は100回程度の利用があります。

上嵯峨地区の常会や老人会、婦人会など、各種団体の利用や臨時的な会合にも利用されています。災害時の指定避難所となっていて、いざ有事の際には有効活用が見込まれます。

維持管理費用は、地元で管理をお願いしていますので、役場からの支出はありません。

収容人数は特に決めていません。建築後の経過年数は昭和55年の完成から43年が経過しています。耐震診断は、基礎部分には問題ありませんが、建屋部分については、耐震基準の指数を下回っています。

寺谷生活改善センターは、使用度は年間50回ほどの利用があります。利用目的は、寺谷地区の常会や老人会も毎月利用して

います。災害時の指定避難所に指定しています。維持管理費は、嵯峨生活改善センターと同様に地元で管理をお願いしていますので、役場から支出はありません。

収容人数は特に決めていません。

建築後の経過年数は昭和58年の完成から40年が経過しています。耐震性は、新耐震基準策定以降に建築されていますので問題なしと考えています。

④保健センターは、年間使用回数は直近1年間で236回で、各種団体の練習やイベント、選挙の投票所や申告相談業務に利用されています。

維持管理費用は、令和3年度実績で約46万円であり、うち管理委託料は約25万円です。

収容人数は、特に規定を設けていません。

耐震性等は、昭和55年建築の築42年で、平成25年度に耐震化工事を実施しています。

嵯峨老人憩の家は、年間使用回数は直近1年間で61回で、利用目的は常会や各種団体の会議、選挙の投票所や申告相談業務に利用されています。

維持管理費用は、令和3年度実績で約48万円であり、うち管理委託料は約25万円です。

収容人数は、特に規定を設けていません。

耐震性等は、昭和54年建築の築43年で、平成19年度の耐震診断で耐震基準を満たしていたことから、その後の耐震化工事は実施していません。

⑤多目的地域交流施設の年間使用度は、令和4年7月20日から令和5年2月末までの使用実績は全体で25回程度となっています。

利用目的は、共栄常会の定例会や老人会等で使用されています。

維持管理費用は、令和5年2月末時点では光熱水費等で約43万9千円が発生していますが、委託料は発生していません。

収容人数の規定はありませんが、宿泊の際は滞在室1室当た

り最大12名の収容人数となっています。

築年数と耐震性は、事務所棟は平成12年2月完成で築23年経過、倉庫棟は平成2年3月完成で築33年経過しています。どちらも新耐震基準以降の建築のため、耐震性のある建物となっています。

2. 庁舎移転の効果と課題について

質 ①旧庁舎と新庁舎の光熱費の比較について

②村民ホールと多目的スペースの利用度

③行政のワンストップ化をキーワードとして建設された新庁舎の状況と効果について

④安全性と安心の防災機能とヘリポート施設の効果と問題点について

答 ①旧庁舎の光熱費の実績は、約374万円で、内訳は、電気料金約360万円、ガス料金6万円、灯油代約8万円です。

新庁舎の実績は約487万円で、内訳は、電気料金約487万円、ガス・灯油の使用はありません。

この各料金の実績を基に比較すると、旧庁舎から新庁舎への移転により光熱費は約1.3倍となっていますが、ウクライナ情勢などによる輸入価格が高騰し、電気料金もその影響を大きく受けていることから、一様に比較することができないものと考えています。

②村民ホールは、議場としての利用以外に学術講演会、わな猟の講習会、二十の集い、プログラミング教室など、計9回の使用がありました。

多目的スペースは、英会話教室、読み合い朗読会、コーラスの練習、マイナンバーカードの申請サポート、期日前投票所など、52回の使用がありました。

③担当課を庁舎の1階に集約し、村民の皆様の利用頻度が特に高い3課の窓口を集約することで、証明書等の交付や各種申

請の手続き、行政に関するお問合せなど、主立った業務を6か所設けたカウンターブースにおいて、階や場所を移動することなく手続きなどが済ませることができるようになり、村民のみならずからも窓口で座って、落ち着いて手続きができるようになったとのことご意見をいただく一方で、快適で誰もが安心してご利用いただくためのご意見もいただいています。より一層利用しやすい施設となるよう改善に努めたいと考えています。

④新庁舎および隣接する村民体育館には、防災機能として災害対策本部機能、避難所機能、ヘリポート機能、消防救急機能などがあります。

特に、ヘリポートは、傷病者の病院への搬送、救援物資の搬入などの機能は大変重要な機能であると考えています。

これまでの運用を通して、幾つかの課題があることが分かりましたので、今後、改善し、より安心、安全な運用ができるよう努めます。

平岡 淳 議員

1. 中尾谷宅地分譲について

質 ①適地だったかどうか、答えられたし。埋設物があると知らされながら、なぜ手を付けたのか。

②一期工事の後、残土を埋設物の上に盛り土した後に道路、擁壁工事を行ったので撤去費用が高む事となったではないのか。

③撤去費用が高むやり方をして敢えて、そのことによる余分の経費も前所有者に負担させる理由を述べよ。

④工事に仕掛かる前にボーリング等堀削調査を進めるべきであったのではないのか。どうして一般的な手順で進めなかったのか。

⑤埋設物があるとの報告を所有者から連絡をうけていながら、実際に有るとわかれば自らの費用で埋設物を撤去しろとの付帯

条件は法律上有効なのか。

⑥某市の競輪女子選手の宿舎工事の記事を見て、本村と比べてどう考えるのか。(2023/1/21 徳新)

⑦本村の当初の工期令和4年9月竣工11月分譲開始が令和7年と遅れる事の責任は誰がとるのか。やむを得ないという事で責任の所在を明らかにせず済ませるのか。

⑧令和4年3月議会で工期は変わらないと言っているが令和4年12月議会では令和6年度竣工と変わっている。その後ずると令和7年竣工となっているが、その経緯について簡潔に教えてられたし。

⑨今後とも宅地分譲を進めると村長は言っているが、こうしたことは分譲地を完売した後に言う言葉であるとは思わないのか。どういうつもりで発言したのか。

⑩村民を守る立場であるべき筈の村長が、自らは手を汚すことなく村民(土地所有者)にすべての責任を押し付けて苦しめているのか。

⑪この件最初から関わって指示をした村長は、村長としての責任をどのように感じているのか。

答 ①分譲地の設置環境、交通の便等から考えて、分譲地の設置場所は適地であると思っています。

この宅地造成の用地には以前の火災の際の住宅等の燃え殻を仮置きしており、それが風などで飛散しないように覆土してあるというように伝えられていました。また、それ以外のものもあるかも分からないという前土地所有者からの証言を得たことから、村は前土地所有者との土地売買締結の際に、埋却物については造成工事が終了するまで前土地所有者の責任において全て処理するという特記事項を付記してきたところですが、それが現実には、想定以上にコンクリート殻等の埋却物が多量に埋まっ

ていて、土地所有者はもとより村もこのことも知る由もありませんでした。

②③掘削した土を造成の現場で使用することは、一番近い場所から土を動かすので、運搬費用を抑制できることから最善の方法でした。

前土地所有者から伝えられていました以外の場所で、想像以上の多量のコンクリート殻等があることを前土地所有者も知らなかったことから、村もその事実について知る由もなく、通常どおりの手順で用地の買い取り等の手続きを行いながら、造成工事に取りかかったということ、結果的に、埋却物の撤去にかかる費用が増加したということは事実です。

この埋却物撤去の費用を前土地所有者にご負担いただいている理由につきましても、土地の売買契約締結時の特記事項により、埋却物の撤去等の作業にかかる費用については、前土地所有者の負担とすることでお約束をさせていただいて、前土地所有者にはこれまで真摯に向き合われる中で、誠実に履行していただいていると思っています。

④仮置き、覆土してある場所およびそれ以外の埋却の可能性のある場所については、範囲が限定的であり、さらに面積的にも極めて狭小なこともあり、その部分に係る埋却物を撤去すれば、それ以上の問題はないと判断をしていました。

さらに、土地売買に係る交渉の中で、この土地から出てくる埋却物の処理については、前土地所有者の責任において全て処理するとの約束を交わしていたことから、双方が高額な費用負担を伴うボーリング調査等を実施するという判断にはならなかったということ、これまでの手順が一般的でなかったとは考えていません。

⑤個人の所有地に埋却したものを、埋却した当時者がその当事者の責任において処理するこ

とは当然のことです。そこで、村が前土地所有者も納得の上で締結しています。

今回の造成地の用地売買に係る契約は、特記事項で付記した掘削等により出てきた廃棄物の処理について、その都度、宅地造成工事が終わるまで運搬、処理するものとし、甲の負担において行うものとするという内容が法律上有効かどうかということについて、村はこれまで有効であると認識をして事業に取り組んできていますし、今後もその考え方で事業を進めていきたいと考えています。

⑥他の自治体が判断をした上でのことですので、その事務処理の方法や決定について、意見を申し述べることは差し控えています。

⑦大幅に工期が遅れますことでみなさまにご心配をおかけすることとなりましたが、現在、最善の努力を行い、早期に完成し、分譲できるよう取り組んでいきますので、ご理解ください。

村の行政上の最高責任者は村長ですが、工期が遅れることにより、その責任を誰が取るのかという問題ではありませんし、安全・安心な宅地を分譲できるよう努力していくことが最も重要なことであると思っています。

⑧全面の掘削をすることで、掘削する部分の深さも鑑みて、埋め戻し後、安全の面からも土地が安定する1年間程度の期間をかける必要があります。竣工時期を令和6年度と訂正したところです。令和7年竣工とお伝えしております。

⑨宅地造成事業は人口増に大きく寄与する効果的な事業であると考えていて、今後とも継続して続けたいと思っています。

⑩中尾谷地区宅地造成事業に想定外の事態が発生したことで、前土地所有者の方に大きな負担をおかけしていることは承知していますが、これまでの契約等の経緯から、村としてはいかんともしい難いことです。

自らの手を汚すことなく前土

地所有者を苦しめていいのかというの、ご質問の趣旨を図りかねますので、この場所での回答は控えさせていただきます。

⑪村の行政上の責任は村長である私にあるというのは当然のことです。その上で、今回の中尾谷地区の造成事業について、多量の埋却物があったというように想定外の時間を要してしまい、村民のみなさまをはじめ、分譲地を購入ご希望のみなさまには大変なご心配とご迷惑をおかけすることとなってしまい、このことについては重く受け止めているところです。

2. 働き方改革について

質 ①2017年にこの件について質問しているが、その時以降の経過を教えてください。どのように改良改善したのか。その際に社会保障、税番号制度への対応により長時間労働が発生したというのが最近の動向を教えてください。

②タイムレコーダーの導入は考えていないのか。早朝出勤、休日出勤等も頻繁に行われているように聞くが資料には出ていない。

③先日、月45時間または年間360時間を超える時間外勤務の状況をお示し頂きましたが私の調査では朝も7時から夜も11時まで日曜日祭日も関係なく働いている人がいると聞いている。この残業が役場の掘りこんでいる時間外勤務にない理由は何なのか。

④役場の調査では過去4年間相対的に残業時間は変わらないが実際の姿は異なる。こうしたことで職員配置等を考えたり、職員の心身の健康を考えたりすることが出来るとお考えなのか。

⑤上司および村長はなぜ実情をわかっていないのか。職員とともに残業に付き合っていれば当然わかる筈である。

⑥前回議論したフリーアドレス化ペーパーレス化立ち会議とかは取り入れているのか。何ら前向きに考えられていると思えない。あればその工夫を列挙さ

れたし。ワークライフプランについての考察はしたのか。したのであれば現在どのように生かされているのか教えていただきたい。

⑦令和2、3、4年度の月間45時間を超える時間外勤務が9名、14名、18名と多い理由は何なのか。また年間超令和4年度に2月および3月を除いて3名を超えているのは何故なのか。

⑧絶対的な仕事量の調整も必要だと考えるが村長の思い付きで進めている事とかで時間を浪費していることはないのか。こういったことを職員と議論し取捨選択すべきと思うが組織は効果的に動いているのか。

答 ①2017年11月頃の役場の労働環境については、それまでに部署の統合による職員数の大幅な削減がなされたこともあり、かなり窮屈な状況にあるといった印象を受けました。

現在、村職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、村民のみなさまのさまざまなインフラ確保、地方創生への対応、防災・減災対策や救急体制の拡充など、さまざまな業務に日々熱心に取り組んでいて、派遣研修や各種休暇により欠員が出ている所属についても、増員が十分でない部署については、お互いカバーし合って対応いただいているところです。

職員が不足している状況は、業務量の軽減を願う職員にとっては大変負担に感じるものであると認識をしており、昨今の労働環境の変化への対応、また、職員の働き方改革を進めていく観点から、財源の許す範囲での増員については、今後ぜひともご理解をいただきたいと考える次第です。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の最近の動向としては、マイナンバーカードの普及率向上の取組として平日の時間外や休日における申請手続や相談の実施など、業務は専門的かつ多岐にわたり、その

負担は大きなものがあると考えています。今後、マイナンバーカードの利活用がさまざまな分野に広がることから、マイナンバー制度に関する業務負担は増すものと考えています。

②タイムレコーダーなどを使用して出退勤時間を機械的に記録するのではなく、職員のその時々状況に応じた柔軟な対応も含め職員同士の意思疎通を大事にし、現在の時間外勤務命令簿や出勤時には出勤簿に押印する方法により勤務時間の管理を続けていきたいと考えています。

③各職員が担う業務の必要に応じ、朝早くからの出勤、夜遅くまでの勤務、週休日や休日の勤務など、業務を遂行する上で時間外勤務、休日出勤が発生する可能性があることは事実です。そうした状況が長期に継続する場合は、事務分掌の見直しや職員の配置換えなどにより職員間の事務負担のバランスを取る必要があると考えています。

なお、時間外勤務状況は、「時間外勤務命令簿」に基づき集計したものです。

④⑤現在の役場の業務は多岐にわたり、また、膨大な量であることから、村長や副村長がその全てのプロセスに立ち会うことは事実上不可能と考えていて、それぞれの担当課においては各課長が各担当者の状況を監督しており、随時村長、副村長に報告を行うことで、全ての職員の状況を把握しているところです。また、その中で特に配慮や対応が必要と感じた場合は、担当課長からより詳しく事情を聞き取って、場合により職員個人と直接面談を行うなど、状況に応じて対応を行っていて、実際の姿が異なることや実情を分かっているなどということは起こらないと考えています。

⑥フリーアドレスは、オフィスの中で固定席を持たずに、ノートパソコンなどを活用して自分の好きな席で働くワークスタイルのことで、誰がどこで仕事をしているか分かりにくい、電話

の取り次ぎをどのようにするかなど、窓口業務を持つ自治体にはそぐわない多くの課題や問題があります。

立ち会議についても、年齢や体調によって立ち続けることが難しい参加者もいるなどの課題があります。

このようなことから、フリーアドレス、立ち会議については本村のような職場には適していないものと考えています。

次に、ペーパーレス化については、デジタル庁が発足し、行政サービスのデジタル化など、デジタル社会の実現に向けた施策を推進しています。村としても、こうした動きや他市町村の状況を注視しながら、ペーパーレス化の取り組みも併せて検討していきたいと考えています。

ワークライフバランスの考察については、仕事と生活を調和させることが重要です。時間外勤務が長期間継続するなど業務の負担が大きいと感じた場合には、担当課長を通じて働き方、体調などの把握や、必要に応じて職員本人から聞き取るなどのほか、特に毎年末には自己申告書により健康状態、業務事務負担度合い、配置換え希望など、職員一人ひとりに提出を求め、把握しています。こうした把握の結果、改善等の必要がある場合は、事務分担の見直し、配置換え、職員採用など対応を検討するなど、改善につなげています。

⑦主な理由としては、1つ目は新庁舎、消防センター建築に係る設計、工事業務、2つ目は救急体制の構築のための仕組みづくりや体制整備、3つ目は跡地の利活用に係る協議検討、4つ目は旧庁舎取壊しに向けての書類、物品の分別整理、利活用が困難な物品の整理、廃棄、5つ目は新型コロナワクチン接種に係る人員確保、日程調整、準備作業や事務など、6つ目は本定例会に補正予算として上程している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用したさまざまな事業への

積極的な取り組みです。また、育児休業等による実人員の減少が主な理由です。

⑧人員配置に当たっては、各課が担当する基本的な事務事業に必要な人員に加え、特に注力すべき課題解決や取り組み、新たな試みなど職員の状況等を各課長を通じて把握しながら、適切な人事および事務配分となるよう努めているところです。

高岡 邦芳 議員

1. 救急搬送体制の現状と危険地域の道路改良について

質 ①救急搬送体制の現状について

②危険地域の道路改良について

答 ①令和4年度からは救急搬送車1台、予備車両1台、軽自動車タイプの救急搬送車1台の計3台で、村直営で運営しています。人員は救急救命士、救急隊員、機関員がそれぞれ4名、計12名の3班体制で運用しています。

救急搬送車の出勤状況は、過去5年間ではおおよそ年間125回から140回の間で推移しています。

救急搬送車の運用に係る現地の把握状況等は、令和4年度消防センター開所以降、現地調査を重ね、各世帯の場所、道路事情や搬送方法などの検討をしました。これにより、村内の各世帯のほとんどで救急搬送車の進入が可能であることを把握しています。一方で、救急搬送車の進入が困難で、軽自動車タイプの救急搬送車による搬送が必要である世帯が50世帯あることも把握しています。

②村道には、危険箇所の改良およびガードレール設置等の安全対策が必要な箇所があることも事実です。村としては、有事の際の救急搬送用道路として、また、通勤通学道および農産物運搬道として、集落環境整備、

交通安全の確保のために、予算の範囲において、コスト縮減を図りながら、安全安心かつ快適な道路環境を確保するよう努めます。

加藤 秀数 議員

1. 本村の果樹栽培について

質 ①今後どのように進めていきますか。

②果樹の後継者については、どのように考えていますか。

③果樹園の放棄園対策は、どのように取り組みますか。

答 ①果樹栽培を今後どのように進めていくかについては、今年度で6年を経過した果樹アグリスクールを来年度以降も継続し、果樹栽培農家の技術のさらなる向上をめざします。

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化、精密化や高品種生産を実現するなど、推進している新たな農業として、スマート農業の導入について研究したいと考えています。

また、令和5年度から、地域のみなさまの努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくことを目的とした、地域計画に着手したいと考えています。

地域計画では、各農地の将来の在り方を予測するため、各農家へアンケート調査を実施し、5年後、10年後の農地の耕作状況等を調査し、目指すべき将来の農地利用の姿について検討します。その後は、協議を重ねながら、どういう取り組みができるか研究をしていきたいと考えています。

②果樹栽培の後継者対策としては、移住者が新規就農する場合、農業用機械を購入する際の補助として、移住等新規農業者経営確立支援補助金を計上し、新規就農者の獲得に注力しているところです。

これらの制度を有効利用することにより、農業後継者不足の

解消が図れるよう、積極的に周知し、本村の将来の農業につながるよう、努力をしていきます。

果樹栽培についても、さくらもいちご栽培振興プロジェクトのノウハウを参考とし、まずは、かんきつ栽培についてのさらなる振興と、新規就農者の技術向上ができるよう、関係機関と協議、研究を進めます。

③耕作放棄地の対策としては、国の助成金として、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度があります。重機を使った、再生作業費の半分の費用が支給されたり、耕作を行った場合には、10アール当たり2万5千円の助成が受けることができる制度です。

村としても、果樹園の放棄園は、重要な課題であると捉えていて、さらなる支援が必要と考えているため、今後検討したいと考えています。

また、老木となった果樹の改植のための根株処理補助金や、苗木補助事業がありますので、周知し、果樹園の整備に努めます。

2. 獣害対策について

質 ①特にシカ対策について

②果樹園または農地対策として、ネットまたはメッシュ等の補助を考えてはありますか。

答 ①狩猟人口を増やしていくことが重要なことであると考え、この間、狩猟者の増加に重点を置いた取り組みを行ってきました。その結果、今年度新たに7名の新規狩猟免許取得者を獲得し、現在活躍をされています。

また、これ以外の対策として、今後、警戒心の高いニホンジカの捕獲を積極的に行うため、鳥獣保護区内やより捕獲が困難な地域における集中的な捕獲を行うことを目的に、環境省所管の指定管理捕獲等事業を取り組んでいきたいと考えています。

本村では、現在数名の狩猟者のみが従事して、継続活動していただいている状況です。そこ

で今後、この事業に従事してくださる狩猟者数を増やすべく、本村猟友会に相談をし、働きかけをしていくよう、さらなる取り組みの強化を図りたいと思っています。

② ネット柵およびワイヤーメッシュ柵が有効であることから、ネットおよびワイヤーメッシュ柵の設置のための補助について来年度当初予算に計上させていただきますところではあります。

既存の電気柵設置に係る補助金に加え、新設のネット柵およびワイヤーメッシュ柵への補助金を有効に活用いただき、果樹園または農地への対策にしていきたいと考えています。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

3月1日 英語教育運営委員会〈役場〉(大岩議員・井開議員)

2日 議員協議会〈議員室〉(全議員)

全員協議会〈役場〉(全議員)

7日 第1回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議〈議場ほか〉(全議員)

8日～9日 議案審議〈議員室〉(全議員)

10日 佐那河内中学校卒業式〈小中学校〉(全議員)

15日 第1回佐那河内村議会定例会 一般質問〈議場〉(全議員)

16日 佐那河内小学校卒業式〈小中学校〉(全議員)

17日 第1回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈議場〉(全議員)

22日 例月出納検査〈監査室〉(服部監査委員・井開監査委員)

佐那河内村事業検証委員会〈役場〉(石本議長)

25日 佐那河内保育修了式〈保育所〉(大岩議員)

28日 小松島市外三町村衛生組合定例会〈衛生組合〉(石本議長・加藤議員)

29日 戦没者追悼献花式〈役場〉(全議員)

監査委員の選任について

4月1日 村代表監査委員に
前河 洋次さん(識見を有する者)が就任しました。

任期は4年となります。

2.10 [金曜日]

徳島新聞 読者写真コンクール特選

松尾 弘さん（下字馬越）が撮影した写真「TULALA」が、徳島新聞主催の読者写真コンクールで応募作品241点の中から特選に輝きました。

約10年前から写真を撮り始めたそうで、写真コンクールに興味があり、今回、応募したそうです。

今後の目標としては、放美展や県展で入選することと話されました。

今回の受賞、誠におめでとうございます。



▲ 「TULALA」

3.12 [日曜日]

第40回 西日本壮年ソフトボール大会徳島県予選優勝!

吉野川北岸ソフトボール場で行われた、「第40回 西日本壮年ソフトボール大会徳島県予選」で、本村の伊藤武弘さん、梶本佳史さん、森河健さん、山川佳郎さんが所属する「WEED」が優勝しました。

「WEED」は徳島県代表として、5月12日～14日にかけて広島県尾道市で行われる西日本大会に出場します。

優勝めざして頑張ってください。



3.14 [火曜日]

小学校卒業生にイスを寄贈～村消費者協会～

令和4年度の小学校卒業生に、消費者協会の会員から牛乳パックをリサイクルして作ったイスがプレゼントされました。

贈られたイスには、「ごみを資源に心こそ大切なれ」のメッセージが込められています。この思いを胸に、大切に使用してください。

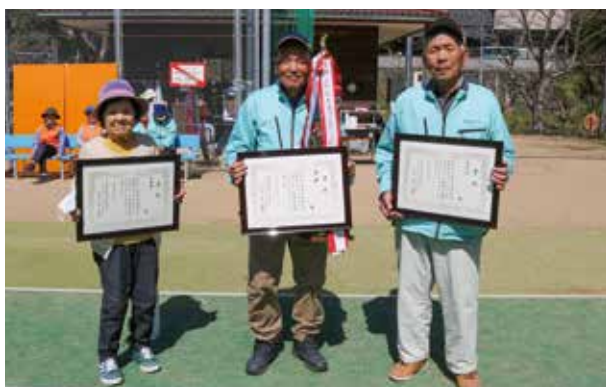


3.14 [火曜日]

第5回佐那河内村長杯グラウンドゴルフ大会

第5回佐那河内村長杯グラウンドゴルフ大会を、ふれあいグラウンドにて開催しました。村内外から3チームが参加し、熱戦が繰り広げられるとともに参加者の親睦が図られました。今年の大会は56人が参加し、見事に上位3人全員が佐那河内村グラウンドゴルフ部の部員でした。

優勝	栗原 清次 さん	(佐那河内村グラウンドゴルフ部)
準優勝	野本 豊子 さん	(佐那河内村グラウンドゴルフ部)
第3位	中井 清文 さん	(佐那河内村グラウンドゴルフ部)



▲左から 野本さん、栗原さん、中井さん



3.10 [金曜日]・3.16 [木曜日]

佐那河内小中学校卒業証書授与式

3月10日(金)に、佐那河内中学校の卒業式が行われました。また、3月16日(木)に、佐那河内小学校の卒業式が行われました。

今年度は、感染症予防対策を十分にとりながらではありますが、4年ぶりに、国歌、校歌、送る歌、そして別れの歌を斉唱しました。また、小学校の卒業式では、在校生の送る言葉（呼びかけ）も行いました。多くの来賓の人にご臨席いただき、お祝いの言葉も直接いただくことができました。

卒業生らは、緊張した面持ちで入場しましたが、卒業証書を手に退場するときには新たなる旅立ちへの喜びと希望に溢れている様子でした。

卒業生がこれから歩む道に幸多からんことを祈っています。



令和4年度 保育所修了式

昨年の春、7人の児童が希望に満ちあふれて保育所最年長児のつき組に進級して早一年を迎えました。保育所で素敵な思い出をたくさん作ってきた児童は、来賓、保護者および職員に見守られて無事修了式を終えることができました。小学校での生活は不安もあると思いますが、持ち前の元気と笑顔で楽しい生活を送ってください。修了おめでとうございます。



ゴールデンウィーク期間中の窓口業務について

役場窓口からのお知らせとお願い

春の大型連休中の週休日および祝日については、戸籍・住民票・印鑑証明・税証明など各種証明書は発行できません。また、転入・転出など住民異動届の受理もできません。

なお、戸籍の届出は、閉庁日や業務時間外であっても、宿日直が受付します。ただし、閉庁期間は届書の審査ができないため、開庁日に補記・修正をお願いすることがありますので、閉庁期間中に、婚姻届・養子縁組届など、戸籍届書の提出を予定されている人は、できましたらあらかじめ住民税務課戸籍係にご相談ください。

■ 4月下旬～5月初旬の窓口業務休業日

	日	月	火	水	木	金	土
4月	23	24	25	26	27	28	29 昭和の日
	30 週休日						

	日	月	火	水	木	金	土
5月		1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 週休日
	7 週休日	8	9	10	11	12	13 週休日

健康づくりの会

ヘルスマイト募集

健康づくりの会（佐那河内村食生活改善推進協議会）では、『私たちの健康は私たちの手で』をモットーに楽しく活動しています。

- 年に8回料理実習（栄養士による指導）と学習
※現在調理実習はお休みしています。
- 一人暮らしの高齢者の昼食会
- 保育所・小学校・中学校への食育活動など



健康づくりの会に入っ
て一緒に料理しませんか？
詳しくは、健康福祉課健康づくりの会事務局まで、お気軽にお問い合わせください。

事務局 ● 健康福祉課

職員人事異動

異動

(所属名)	(職名)	(氏名)	(旧)
総務課付	課長 村社会福祉協議会派遣	佐河 敦	出納室 会計管理者
出納室	会計管理者	西村 一義	出納室 課長補佐
産業環境課	課長補佐	梶本 佳史	建設課 課長補佐
住民税務課	課長補佐	安富 圭司	産業環境課 課長補佐
企画政策課	課長補佐	森 貴浩	企画政策課 主査(一財) さなごうち派遣
出納室	係長	池端 佳奈	健康福祉課 係長
企画政策課	係長	上岡 織恵	教育委員会 事務主任
産業環境課	主事	守屋 心	総務課 主事
総務課	主事	後東 駿介	健康福祉課 主事補
健康福祉課	主事補	岩野 敦美	企画政策課 主事補
教育委員会	主事補	松本 貴斗	企画政策課 主事補
建設課(新規採用職員)	主事補	古川 航輝	
企画政策課(新規採用職員)	主事補	柏 太樹	
健康福祉課(新規採用職員)	保健師	三谷 朱里	
健康福祉課(新規採用職員)	主事補 村社会福祉協議会から出向 任期付	中井 智美	

昇任

総務課	課長補佐	森河 健	総務課 主査
産業環境課	課長補佐	岩野 高大	産業環境課 主査
教育委員会	係長	森 拓也	教育委員会 事務主任
企画政策課	係長	福本 貴司	企画政策課 事務主任
健康福祉課	係長	栗原 美幸	健康福祉課 事務主任
住民税務課	係長	竹内有喜子	住民税務課 事務主任
保育所	主任保育士	上野 友里	保育所 保育士
教育委員会	技術主任	丸橋 俊彦	教育委員会 技師
住民税務課	主事	谷泉ちづる	住民税務課 主事補
教育委員会	主事	坂本 嵐	教育委員会 主事補

退職

(氏名)	(所属・職名)
近藤 祥平	産業環境課 事務主任



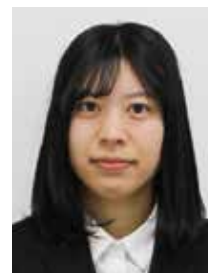
古川 航輝
建設課 主事補



柏 太樹
企画政策課 主事補



三谷 朱里
健康福祉課 保健師



中井 智美
健康福祉課 主事補
村社会福祉協議会から出向 任期付

村役場 課の配置

(令和5年4月1日)

南出入口
▼

カ
ウ
ン
タ
ー

村役場1階


産業環境課 ☎679-2115			
参事兼課長 橘 孝治			
課長補佐	梶本 佳史	係長	池上美紗子
課長補佐	日下 洋志	主事	守屋 心
課長補佐	岩野 高大	主事	岡野 智子
係長	西原 克矩	主事	湯村 剛弘
健康福祉課 ☎679-2971			
課長 太尾 勝利			
課長補佐	佐藤 享恵	主事	小倉 郁
課長補佐	角田 寛子	県後期高齢者医療広域連合派遣	
係長	栗原 美幸	主事補	岩野 敦美
保健師	西河 浩司	保健師	三谷 朱里
事務主任	森本 直人	主事補	中井 智美
村社会福祉協議会から出向 任期付			
住民税務課 ☎679-2114			
課長 東條 浩文			
課長補佐	安富 圭司	事務主任	小松 真也
主査	尾山 智美	主事	多田 真人
係長	竹内有喜子	主事	谷泉ちづる

廊

	出納室 ☎679-2972		
会計管理者 西村 一義 係長 池端 佳奈			

▲
正面(北)玄関

村役場2階

一般財団法人 さなごうち
☎636-4030

副村長
秋山 孝人

村長室
☎679-2137
村長 岩城 福治

総務課 ☎679-2113

課長 下岡 徹
主査 松田 大悟
主査 瀧倉 裕介
主事 後東 駿介
課長(課付) 佐河 敦
村社会福祉協議会派遣
課長補佐 住友 桂子
課長補佐 森河 健

企画政策課 ☎679-2973

課長 上野 浩嗣
係長 上岡 織恵
主事補 柏 太樹
学芸監 石尾 和仁
課長補佐 谷 慎也
課長補佐 森 貴浩
係長(再任用) 山本 利也
係長 福本 貴司

建設課 ☎679-2970

課長 山岡 忍
主事補 古川 航輝
技術指導監 杉本 秀明
課長補佐 仲 弘志
技師 板東 一敬

カ
ウ
ン
タ
ー

保育所
☎679-2217

保育所長(再任用)
梯 卓義

主任保育士 吉田 真希
主任保育士 小畑 真代
主任保育士 上野 友里
保育士 山岡 麻姫
保育士 江川 仁美
保育士 瀧本 芹奈

村民体育館

佐那河内村社会福祉協議会
☎679-2304

事務局長
佐河 敦

事務主任 宮前 真理

下

教育長室

教育長
大島 千文

教育委員会事務局 ☎679-2817

教育次長 橘 公司

係長 森 拓也
技術主任 丸橋 俊彦
主事 坂本 嵐
主事補 松本 貴斗

学校給食センター ☎679-2317
調理員 笠井 充代

議会事務局
☎679-2152

事務局長
青木 和代

第3回 庁舎跡地活用有志検討会を開催しました

3月10日(金)に第3回目の庁舎跡地活用有志検討会を開催しました。

検討会では、前回検討会での検証の結果、評価が高いアイデアについて、より具体的に共有するために、ヴィジュアルイメージ（具体的な雰囲気の写真）について、確認しました。

例えば、「図書館」といっても県立図書館のように“書架が並んでいる”ものから、“図書コーナー”のような場所まで多様です。さまざまな写真を提示しながら、「どのようなイメージか」について確認しました。図書館については“書架が並ぶ”というよりも“図書コーナー”のように、“たくさんの人が集まっている場の脇に背の低い本棚がある”ような場所が良いのではないか、という意見でした。また、自習・学習スペースについても、“静寂で集中できる場所”というよりも“仲間と一緒に話ししながら楽しく勉強”するような場所が良いのではないか、というようにイメージの確認をしました。

また、前回から旧庁舎跡に新たに建物を建てる、というよりも全天候型の屋外空間が確保できるような大屋根空間、という議論がありましたが、それについてもしっかりとしたものから仮設テントのようなものの中から、ちょうど農協選果場前の大屋根のように、簡単な屋根がかかっているようなものが良い、という意見でした。

このように、具体的なヴィジュアルイメージを共有することで「思っていたものと違う」ことのないように、確認しました。

また、旧庁舎跡に新しい建物を建てずに農振センターの再検討、という意見が多くある中で、具体的に農振センターをどう改修するのが有効か、についても農振センターの設計図を確認しながら行いました。

今回で有志検討会は最終回となり、この報告を検討委員会、役場に提出する予定です。



引き続きアイデアを募集します

村では、基本計画の素案を本年秋頃に作成する予定です。

旧庁舎跡地の利活用に向け、引き続きアイデアを募集しますので、総務課までお寄せください。

メールアドレス：soumu@sanagochi.i-tokushima.jp

住宅用火災警報器を設置しましょう



住宅用火災警報器は設置後10年経ったら取り替えましょう

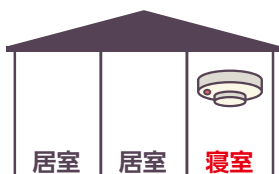
住宅用火災警報器は、家庭内での火災によって発生する煙を感知、音や音声の警報を発して火災の発生を知らせる機器です。機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。

近年の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の発生状況を経過別に見ると**逃げ遅れが最も多く、全体の約6割**を占めています。また死者の発生状況を時間帯別にみると、火災件数は起きている時間帯が多い一方で、**火災死者数は就寝時間帯に多くなっています**。このため、**必要最小限で効果の高いと考えられる場所として寝室**に設置することとされました。また、寝室が2階にある場合などでは**階段上部にも設置**することとされています。

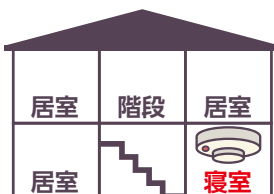
住宅用火災警報器は、新築にあつては平成18年6月1日から、また既存の住宅にあつては平成23年6月1日までに佐那河内村火災予防条例で設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器【煙式(光電式)】の設置場所

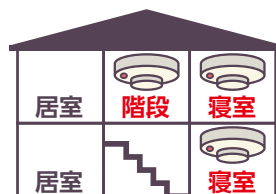
■ 1階建



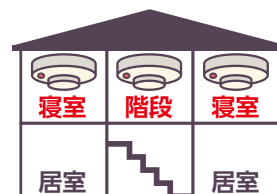
■ 2階建て / 1階が寝室



■ 2階建て / 1階・2階が寝室



■ 2階建て / 2階が寝室



住宅用火災警報器の取付位置【天井の場合】

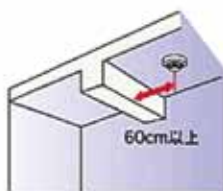
■ 通常の壁面からの取付位置

火災報知器の中心を壁から60センチメートル以上離します。



■ 梁などがある場合の取付位置

火災報知器の中心を梁から60センチメートル以上離します。



■ エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5メートル以上離します。



■ 壁面の場合

天井から15～50センチメートル以内に火災報知器の中心がくるように取り付けます。



住宅用火災警報器は10年経ったら取り替えましょう

- 住宅用火災警報器を設置したときに、設置年月日が記入されていれば確認してください。
- 設置年月日がない場合は、本体の製造年月日を確認してください。
- 新しい住宅用火災警報器に交換したら、本体の見やすいところに設置年月日を記入しましょう。

※ご注意ください

- 火災警報器によって細かい注意点が違う場合がありますので、取扱説明書を必ず確認してください。
- 作業するときは、高い場所となるため足場などの固定に十分に注意してください。

ご不明な点があればお問い合わせください。

お問い合わせ ● 佐那河内村消防センター

木造住宅耐震化促進事業のご案内

近い将来起こると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事等に助成します。また、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された住宅について簡易な補強計画に要する経費を新たに新設しました。

耐震改修などを検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつながっていくことが、この事業の目的です。

木造住宅耐震診断支援事業

- 補助要件診断対象となる建物（佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅）
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
 - 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
 - 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの

● 受付戸数 …………… 5戸（先着順）

● 自己負担金 …………… 3,000円（建物1戸当たり）

※徳島県に登録している耐震診断員（建築士）が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

木造住宅耐震補強計画事業

- 対象となる住宅 実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅
 - 事業内容 耐震性を向上させる補強方法および概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画
 - 受付戸数 5戸（先着順）
 - 自己負担金 無料（建物1戸あたり）
- 耐震診断支援事業申込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。
昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事などを行いたい場合

木造住宅耐震改修支援事業

- 補助要件
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
 - 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの
- 補助対象工事
 - 1) 家具の固定（必須）高さ1.5メートル以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
 - 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
 - 3) 感震ブレーカ（分電盤タイプに限る）を設置しなければならない
- 受付戸数 3戸（先着順）
- 補助額 補助対象経費の4/5以下で上限130万円千円未満切り捨て

施工例



筋交いや金物、火打ちで強化

家全体を
改修したい

耐震化と
合わせて
ICT、AI化
工事を実施



スマート化支援事業

- 補助要件
耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せて行う。
- 補助対象工事
ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事
(例) 見守り機能付きトイレの設置/見守りセンサーの設置/地震計の設置
- 受付戸数 2戸
- 補助額
補助対象経費の2/3以下で上限30万円(千円未満切り捨て)

地震は怖い
けどおが
かりな耐震
化はすぐに
できない



耐震シェルター設置支援事業

- 補助要件
1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの
- 補助対象工事
1) 家具の固定(必須)
高さ1.5メートル以上の固定されていない家具について
全てを固定する工事
2) 耐震シェルターの設置
3) 工事中の写真の提供等モニターとしての協力
- 受付戸数 1戸
- 補助額 補助対象経費4/5以下で上限80万円

施工例

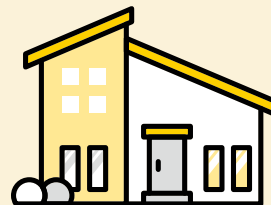


思い切って
建替えたい



住宅の住替え支援事業

- 補助要件
1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
2) 実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
3) 現在居住している住宅
- 補助対象工事
住宅の建替えまたは他所(村内)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事
- 受付戸数 1戸
- 補助額 補助対象経費2/5以下で上限30万円



※耐震改修工事等は、県の登録施工者が施工するものに限りません。

木造住宅耐震化促進事業の
お申し込みは、申請書、
添付書類を添えて

4月17日(月)～12月28日(木)まで
(申込先着順)

申込書、申込先 ● 建設課住宅担当

住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅等の修繕、補修、増築（床積10平方メートル以内）工事等のリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内で、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する人で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする人は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしのないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない人であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、令和6年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）
補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類等

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書等必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

お問い合わせ ● 建設課

佐那河内村施設園芸燃油価格高騰緊急対策支援事業

燃油価格の高騰に伴い、経営費に占める燃料費の割合が高い施設園芸において、施設園芸農家の負担を軽減するため、佐那河内村施設園芸燃油価格高騰緊急対策支援事業支援金を交付します。

●対象者

令和5年1月1日時点で村内に住所を有し、現に農業経営をしていて今後も当該農業経営を継続する意思を有する農業者で、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 村内の園芸施設で農林産物を栽培し、施設内の加温設備等でA重油または灯油を使用していること。
- (2) 令和4年の1年間の農業収入が50万円以上であること。

●対象経費

令和4年4月～6月および令和4年10月から令和5年3月までの間に納品されたA重油または灯油

●支援金額 月ごとに次の計算式に当てはめた合計金額

【A重油】 全国A重油平均価格(円/ℓ) – 基準価格(円/ℓ) × 30% × 購入量

【灯油】 全国A重油平均価格(円/ℓ) × 1.06(換算係数) – 基準価格(円/ℓ) × 30% × 購入量

●申請方法

次の書類と印鑑をご持参のうえ、産業環境課に申請してください。

- (1) 支援金交付申請書兼請求書(役場にあります。HPからもダウンロードできます。)
- (2) 購入した燃油の種類、購入月、購入量等が確認できる書類
- (3) 令和4年の1年間の農業収入を確認できる書類
確定申告書の写し(令和4年分)または住民税申告書の写し(令和4年所得分)
- (4) 振り込み先の通帳もしくはキャッシュカードの写し

【募集期間】 令和5年5月15日(月)から令和5年7月31日(月)

お問い合わせ ● 産業環境課

佐那河内村燃料費等高騰対策支援事業

コロナ禍における燃料費等高騰対策として、原油の価格の高騰による影響を考慮し、事業活動において多量の軽油を使用する中小企業者等を支援するため、佐那河内村燃料費等高騰対策支援事業支援金を交付します。

対象者

支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 申請時点において村内で事業を行っていて、かつ、引き続き村内で事業を継続する意思を有すること。
- (2) 車両、機械装置、設備その他の軽油を多量に使用する事業用資産を有すること。
- (3) 令和4年4月から令和5年3月までの間における村内の事業所で使用した軽油の購入量に、燃料油価格上昇額を乗じた額の合計額が2万円以上であること。

対象経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納品された軽油

支援金額

徳島県の1リットル当たりの軽油価格について、令和2年度および令和3年度の平均値と、令和4年4月から令和5年1月までの平均値の差23.7円を、令和4年度中に購入した軽油購入量に乘じた額に50%を乗じた金額。

計算方法：支援金額 = 軽油購入量(ℓ) × 23.7円/ℓ × 50% ※支援金の上限は30万円です。

申請方法

次の書類と印鑑をご持参のうえ、産業環境課に申請してください。

- (1) 支援金交付申請書兼請求書(役場にあります。HPからもダウンロードできます。)
- (2) 軽油購入量・購入年月日が確認できる書類
- (3) 申請者が法人の場合：履歴事項全部証明書(発行日から3月以内のものに限る)
申請者が個人の場合：村内に事業所を有することが確認できる書類
確定申告書の写し(令和4年分)または住民税申告書の写し(令和4年所得分)
- (4) 振り込み先の通帳もしくはキャッシュカードの写し

【申請期間】 令和5年5月15日(月)から令和5年7月31日(月)

お問い合わせ ● 産業環境課

STOP 地球温暖化！

地球のために 未来のために 私たちにできること

地球温暖化の原因は、CO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガス排出の増加にあるとされています。また、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。〈IPCC第6次評価報告書〉」とされていて、急速に進む温暖化を防ぐためには、私たちが日常生活の中でCO₂などの削減に取り組むことが重要です。

● ツバルという国を知っていますか？

ツバルは、太平洋に浮かぶ小さな島国です。この国は今、「世界で最初に海に沈む国」と言われています。また、モルディブ諸島や、キリバス共和国などもこのままでは、2050年には国土の25%～80%が海に沈み居住不能になると予想されています。

これらの一部の地域では、すでに海岸侵食により居住地の移動を余儀なくされたり、台風による洪水被害や、水や土地の塩化による飲み水の不足、農作物収量が激減といった状況も生じています。

人間の活動が原因の気候変動によって、ふるさとや安全な暮らしが脅威にさらされている人々がいるのです。

● 私たちにとっても人ごとではありません！

このままのペースで温暖化が進めば、21世紀末の日本は20世紀末と比べて年平均気温が約4.5度上昇すると予測されています。海面の上昇による陸地の減少ばかりでなく、豪雨や干ばつといった異常気象、猛暑日や熱帯夜のさらなる増加、農林業への打撃など、自然や私たちの生活環境にも多大な影響があります。

● 家庭の中で、私たちにできること

- ・ごみの分別やリサイクルにご協力ください
- ・生ごみを減らしましょう！ 水切りの徹底や、堆肥化にご協力ください
- ・エアコンの温度を調節したり、見ていないときはテレビを消すなど、節電を心がけましょう

未来の地球への責任は、今を生きる私たちにあります。みんなで小さな一歩から踏み出しましょう

徳島県地球温暖化防止活動推進員に委嘱されました

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき、徳島県における地球温暖化対策の推進を図るために、県知事より委嘱状が交付されました。

任期は、令和6年3月31日までです。

松長 礼子さん（阿ら田） 鈴木 昇さん（南林）
鈴木 恵子さん（南 林） 山本 一美さん（下野）

◎地球温暖化防止活動推進員とは

地球温暖化の現状やその対策に関して、身近なところから温暖化防止活動に取り組むためのアドバイスやお手伝いなどの活動を行っていただくボランティアです。

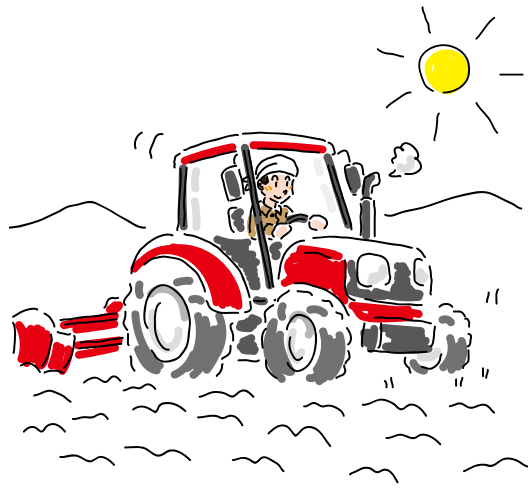
【推進員よりコメント】

「温暖化進むとどうなる??」世界の研究者たちからの情報から、まず知ることの大切さを学びました。ビデオ視聴などみなさんと学びあう中で、私たちにできることの一步をすすめればと考えています。

◎まずは、プラスチックの削減に取り組みたいです。



農地法の下限面積がなくなります



令和5年4月1日から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）」が施行され、「多様な就農を後押し」する今後の地域農業のあり方に影響する内容が盛り込まれます。認定農業者や新規就農者に対する支援が講じられるとともに、これと合わせて農地法の一部が改正され、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで農業委員会が農地の権利取得時に求めていた下限面積要件（40a）が撤廃されることになりました。

なお、農地の権利取得に必要なそのほかの要件（全部効率利用、農作業常時従事、地域調和など）は、引き続き継続となりますのでご注意ください。

お問い合わせ ● 産業環境課内農業委員会事務局

徳島ファミリー・サポート・センター

地域交流会そらまめ in 佐那河内 バランスボール体験

日 時：5月9日(火)14:00～16:00

場 所：佐那河内村民体育館（下字西ノハナ27）

対 象：どなたでも参加OK

参加費：500円

持ち物：動きやすい服装・飲み物（水分補給として）・タオル

定 員：15組

講 師：一般社団法人体カメンテナンス認定協会バランスボールインストラクター
安達 順子 先生

【お申し込み・お問い合わせ】申込締切5月2日

徳島ファミリー・サポート・センター（徳島市昭和町3-35-1 平日8:30～18:00開所）

電話：611-1551 メール：info@fami-sapo.jp web：右のQRコードから



ファミサポって？

「子育てを応援したい人」と「応援を受けたい人」をファミサポが橋渡しをして、会員同士で子どものお世話を一時的・臨時的に、有料で応援しあう子育て応援事業です。佐那河内村より（公財）徳島県勤労者福祉ネットワークが委託を受けてファミサポ活動をしています。

事業者のみなさまへ 消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されます。

事業者のみなさまには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

◆インボイス制度説明会（登録申請相談） **要事前予約**

インボイス制度の概要を説明後、希望される人を対象に申請手続きのサポートを行います。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和5年4月25日(火) 10:00～11:00	徳島税務署 別館会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	25人	徳島税務署総務課 電話 622-4131 (代表)
令和5年5月23日(火) 10:00～11:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	40人	
令和5年6月15日(木) 10:00～11:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	40人	

※説明会の最後に共催団体よりインボイス制度関係の助成金などの説明を行います。

◆インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい人向け） **要事前予約**

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和5年4月26日(水) 10:00～11:00	徳島税務署 別館会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	25人	徳島税務署総務課 電話 622-4131 (代表)
令和5年5月24日(水) 10:00～11:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	40人	
令和5年6月16日(金) 10:00～11:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	40人	

※説明会の最後に共催団体よりインボイス制度関係の助成金などの説明を行います。

【インボイス制度等説明会にご参加いただく人へ】

- 会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問い合わせ先まで申込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いします。
- 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際には、乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。

※説明会開催日程等の最新情報は、高松国税局ホームページ内「税に関する情報」の「消費税のインボイス制度説明会に関するお知らせ」をご参照ください。



【共催】 徳島税務署管内青色申告会連合会、(公社) 徳島法人会、徳島間税会



マイナンバーカードの休日窓口について

役場開庁時間に、マイナンバーカードを受け取りに来ることが難しい人のために、下記の日程でマイナンバーカードの休日受け取り窓口を開設します。

●休日受け取り窓口実施日

日 時	場 所
令和5年4月30日（日曜日） 9：00～12：00	佐那河内村役場 1階 住民税務課窓口
令和5年5月6日（土曜日） 9：00～12：00	



●休日受け取り窓口をご利用される人へ

- マイナンバーカードの受け取りは、原則本人のみとなっています。
- 休日窓口での受け取りは、事前予約制での対応とさせていただきます。
ご利用を希望される場合は、事前に住民税務課までお申し込みください。
- 当日は、マイナンバーカードの申請支援やマイナンバーカードに関するご相談等も併せてお受けします。
- 休日受取窓口開設時には住民異動や諸証明等の交付はできません。

●マイナンバーカードの受け取りに必要なもの

- マイナンバーカードカード交付通知書・電子証明書発行通知書（ハガキ）
- 本人確認書類（①または②の原本）
 - ①公的機関が発行した顔写真入りの書類を1点
⇒運転免許証、住基カード、旅券、障害者手帳 など
 - ②公的機関が発行した顔写真なしの書類を2点
⇒健康保険証、介護保険証、はぐくみ受給者証、年金手帳 など
- 通知カード（平成27年11月頃送付している個人番号が記載されたもの）
- 住民基本台帳またはマイナンバーカード（お持ちの場合のみ）

● お問い合わせ 住民税務課 ●

徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和5年度から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、均等割額軽減世帯の所得判定基準の見直しが行われます。

また、下の計算方法で算出された保険料には、所得の低い方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人の軽減制度があります。

被保険者の人に納めていただく保険料には、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

被保険者のみなさまには、ご負担をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

所得割額

基礎控除（43万円）後の総所得金額等×所得割率（10.47%）
被保険者の所得に応じて負担

+

均等割額

56,044円
被保険者が等しく負担

=

保険料

上限額66万円
100円未満切り捨て

保険料の軽減（令和5年度）

均等割額の軽減

世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額に応じて、軽減されます。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下	7割
43万円+「29万円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下 (令和4年度：43万円+「28万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下)	5割
43万円+「53万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者数の数-1）」以下 (令和4年度：43万円+「52万円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下)	2割

被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保健の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	軽減割合 5割
---	-------------------

保険料のお支払い

令和5年度の保険料が年金から差し引かれる人は、4月から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料をお支払いいただきます。前年の所得確定後、8月に保険料の決定を行い、確定した年間保険料から仮算定分を差し引いた、4月分の年金から差し引かれていない人は、8月に保険料と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ ● 徳島県後期高齢者医療広域連合医事務局事業課

電話 677-3666

〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1

ホームページアドレス <https://www.koukikourei-tokushima.jp/>

またはお住まいの市町村窓口（後期高齢者医療制度担当）まで



国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

次の場合、国民健康保険異動届を健康福祉課まで提出する必要があります。

※国民健康保険の加入・脱退については、自動で健康保険が切り替わりません。

① 国民健康保険に加入する場合

- ・職場の健康保険などをやめた
- ・他の市町村から転入してきた
- ・子どもが生まれた
- ・生活保護を受けなくなった など

国民健康保険加入の申請が必要になります。

→届出が遅れると、被保険者になった月までさかのぼって保険税を支払うことになったり、保険証がない期間の支払いは、やむを得ない場合を除いて全額自己負担になる場合があります。

② 国民健康保険をやめる場合

- ・職場の健康保険に加入した
- ・他の市町村へ転出する
- ・被保険者が死亡した
- ・生活保護を受け始めた など

国民健康保険脱退の申請が必要になります。

→届出が遅れると、保険税が二重払いになったり、資格喪失後の被保険者証で診療を受けた場合、後で返還していただく場合があります。

届出に必要なものについては村のホームページにて記載しています。
ご不明な点がありましたら健康福祉課国民健康保険係までお問い合わせください。



令和5年度 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

令和5年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を次の高齢者を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。



① 対象者

- 令和5年度に次の年齢となる人
(65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)
- 接種日において、60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人
※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、定期接種対象外となるため、この接種費用の助成を受けることができません。

- ② 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- ③ 接種回数 1回
- ④ 実施方法 村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）
- ⑤ 料 金 一人1回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）
- ⑥ 申込み方法 対象となる人へ必要書類を郵送します。書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。
- ⑦ 問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係

令和5年度 **がん検診および特定健診のお知らせ**

令和5年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

● **がん検診日程および場所**（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和5年6月3日(土) 【申し込み期限：5月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年7月8日(土) 【申し込み期限：6月16日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年8月5日(土) 【申し込み期限：7月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年9月2日(土) 【申し込み期限：8月10日(木)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年10月14日(土) 【申し込み期限：9月22日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年10月24日(火) 【申し込み期限：10月3日(火)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※子宮がん検診および骨密度検査は実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00
令和5年11月11日(土) 【申し込み期限：10月20日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年12月20日(水) 【申し込み期限：11月29日(水)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 子宮がん検診は 9:30～11:00

※ **6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、各月予約枠15人（先着順）で実施します。**なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※ **10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20名限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。**ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診日程	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和5年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 (65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス 検査	①令和5年度において満40歳となる村民 (昭和58年4月1日～昭和59年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和4年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者 であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和4年度に受診された人は、令和6年度に 検診を受けてくださるようお願いいたします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和4年度に受診された人は、令和6年度に 検診を受けてくださるようお願いいたします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月20日(水)の村内で行う検診では、**歯科健診および口腔がん検診**も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、国保の人は受診券が手元に届いていないので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和5年6月1日から令和6年2月29日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和4年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和6年度 に検診を受けてくださるようお願いいたします。ご了承ください。	4,100円

令和5年度における 新型コロナウイルスワクチン接種について

● 5月より65歳以上の人などの春夏接種がはじまります

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種（3回目以降の接種）は

- ①65歳以上の高齢者
- ②5歳以上の者の内、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者（以下、基礎疾患がある人）
- ③重症化リスクが高い人が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障がい者施設などの従事者（以下、医療従事者など）の人については春夏と秋冬の年2回、その他の人については秋冬の年1回、自己負担なしで接種が受けられます。

佐那河内村の接種開始は5月中を予定しています。接種券や接種方法など詳細については、後日、令和4年秋開始接種をした65歳以上の人へ郵送でご案内しますのでご確認ください。

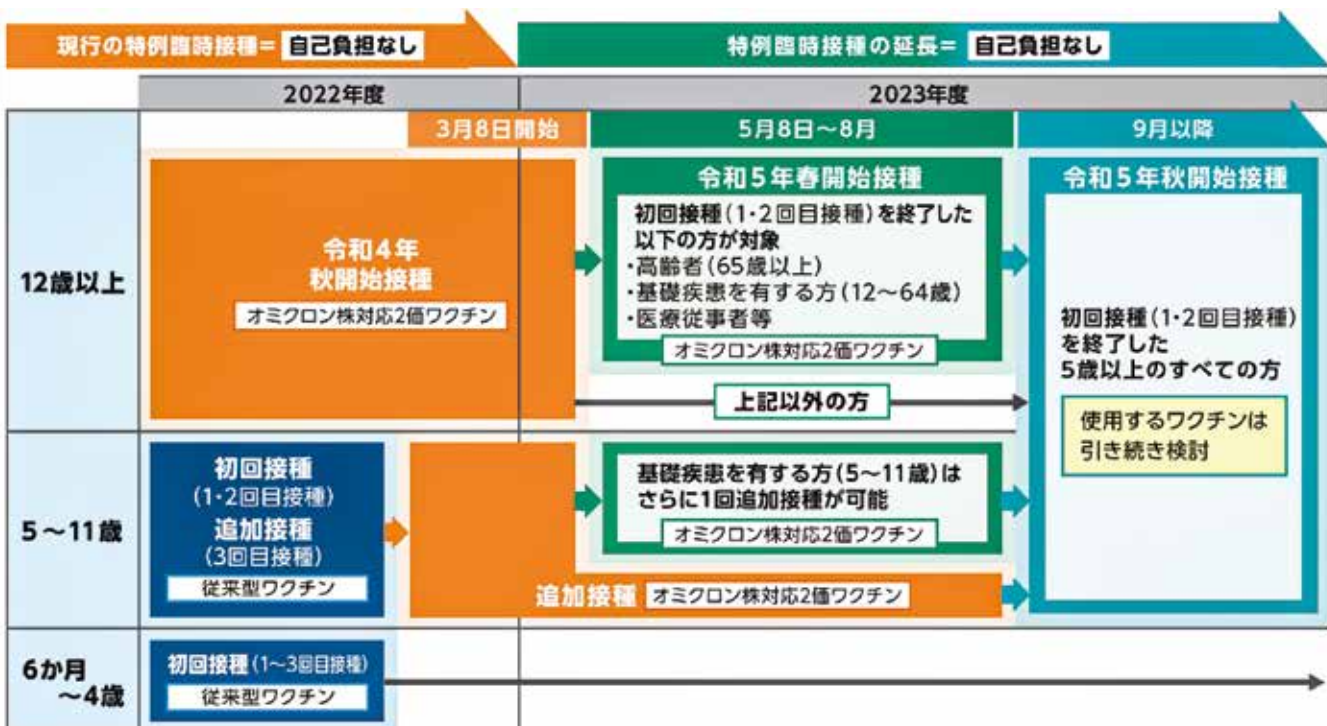
なお、基礎疾患がある人や医療従事者などは、申請により接種券の発行とご案内をお渡しします。詳細については、次回の広報やホームページなどでご案内しますのでご確認ください。

● 5～11歳の小児接種について

令和5年3月8日から追加接種（3回目接種）がオミクロン株対応2価ワクチンとなっています。オミクロン株対応2価ワクチンは少なくとも初回接種（1・2回目接種）を完了したお子様が対象です。最後の接種から3か月以上間隔をあけて接種し、ファイザー社の5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します。

接種方法などについてはホームページや個別に郵送でご案内しますのでご確認ください。

● 令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種のイメージ



(※)3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。

お問い合わせ ● 健康福祉課

佐那河内村結婚新生活支援事業

本村で新生活を始められる新婚夫婦に対して、新生活のスタートアップにかかる住宅費（家賃、敷金、礼金、共益費等）や、引っ越し費用を補助します。

申請期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

※申請時に支払いが完了している住宅費、引っ越し費用が対象となります。

補助額

30万円（上限）

※ただし、結婚時夫婦ともに29歳以下であるときは、60万円（上限）になります。

※予算の範囲内で先着順に受付します。申し込み状況によっては、補助を受けることができない場合があります。

対象

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に結婚した夫婦
- 結婚時夫婦ともに、39歳以下であること。
- 夫婦の所得合算が500万円未満であること。
- 補助対象となる住宅が村内にあり、夫婦双方または、一方が村内に住民登録していて、現に居住していること。
- 夫婦いずれも、過去に新生活に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。
- 夫婦いずれもが、村民税等に滞納がないこと。

申請時にお持ちいただく書類等

- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写し
- 住民票の写し
- 夫婦それぞれの申請した日時点で最新の所得証明書
- 住宅の賃貸借契約書および領収書の写し
- 住宅費（賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費および仲介手数料）に係る領収書等の写し（住宅費の補助を受ける場合）
- 引っ越し費用に係る領収書等の写し（引っ越し費用の補助を受ける場合）

お問い合わせ ● 健康福祉課

農業総合振興センター電話番号変更のお知らせ

令和5年4月より、農振センターの電話番号が変更となりました。
新しい電話番号は、次のとおりになります。

電話番号：679-2311 FAX：679-2312

高齢者等外出支援助成事業(タクシー運賃助成事業)のご案内 高齢者等バス無料乗車証交付事業

日常生活の移動手段の確保が困難な高齢者などを対象に、公共交通機関の利用に係る経済的支援を行い、社会参加の促進や生活福祉の向上を図っています。



高齢者等外出支援助成事業 (タクシー運賃一部助成事業)

1)対象となる人

本村内に居住し、かつ、次のいずれかに該当する人が対象です。

- ①満65歳以上、かつ、自ら自動車の運転ができない人
- ②介護保険法による要支援1以上の認定を受けている人
- ③身体障害者手帳の1級または2級の交付を受けている人
- ④療育手帳A1またはA2の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の交付を受けている人
- ⑥難病に指定されている人
- ⑦その他村長が認める人

上記の要件を満たしていても、次の人は対象外となります。

- ・前々年度の村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、村水道使用料、村集落排水使用料または村営住宅家賃に滞納がある人

2)利用するには

申請が必要です。助成対象に決定された後、タクシー運賃助成券を購入してください。タクシー運賃助成券は1冊(20枚綴り)1,000円、年度内に最大4冊まで購入できます。購入は1冊ごとで、まとめての購入はできません。

※購入可能冊数が増えました。

令和4年度まで最大3冊→令和5年度から最大4冊

3)利用の仕方

タクシー運賃に応じて、その運賃の一部を本村が助成します。助成額が差し引かれた額をタクシー降車時にお支払いください。なお、他の移動支援事業等との併用はできません。

タクシー運賃助成券は、(有)佐那河内観光タクシーでのみ利用できます。

乗車場所または降車場所が本村内である場合に利用できます。

タクシー運賃助成券を利用できるのは交付された本人です。譲渡はできません。



高齢者等バス無料乗車証交付事業

1)対象となる人

高齢者等外出支援助成事業(タクシー運賃助成事業)と同じです。

2)利用するには

申請が必要です。申請時に顔写真(縦3センチメートル、横2.5センチメートル)を併せて提出してください。交付対象に決定された後、顔写真付きの無料乗車証と無料乗車券をお渡しします。

3)利用の仕方

利用区間は徳島バス佐那河内線のみで、乗車場所または降車場所が本村内である場合に使えます。バス降車時に、乗務員に無料乗車証を提示し、無料乗車券を運賃箱に入れてください。

無料乗車証および無料乗車券を利用できるのは交付された本人です。譲渡はできません。

【各事業共通】 事業対象外となった場合は、交付された証や券を返却ください。

お問い合わせ ● 健康福祉課

コミュニティバス実証事業終了について

昨年10月から実証実験を実施してきました、コミュニティバスにつきましては、3月31日をもって、一旦区切りをつけさせていただきました。

今回の実証事業で得た知見を生かし、「高齢者等外出支援助成事業」のタクシーチケット、「高齢者等のバス無料乗車証」や「タクシー無料利用制度」など、「他の事業」との統合・整理を含め、本村にとってよりよい移動手段の確保ができるよう、検討してまいります。

ご協力いただきましたみなさま、ありがとうございました。

マダニが媒介する新しい感染症

SFTS (重症熱性血小板減少症候群)

早期発見、早期治療が大切!!



タカサゴキララマダニ

Q1

SFTS ってどんな病気?

2011年に初めて特定されたSFTSウイルスに感染することによって引き起こされる病気で、6日～2週間の潜伏期を経て、**発熱、消化器症状**（食欲低下、嘔気、嘔吐、下痢、腹痛）をひき起こします。重症化すれば、死亡することもあります。

Q2

どのように感染するの？

SFTSウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染します。

マダニの中でも、病原体を保有しているマダニは極めてまれですが、発症すると重症化するので十分気をつけましょう。この病気を媒介するマダニは、家ダニなどとは違う種類で、10mmほどの野山に生息しているマダニです。

Q3

どのように予防すればいいの？

マダニに刺咬されないことが重要です。草むらや山など、ダニが生息する場所に行く場合には、長袖・長ズボン・長靴、手袋、首にタオルを巻くなど、**肌の露出をできるだけ少なく**することが大切です。虫除けスプレーも一定の忌避効果が得られます。ペットなどの身近な動物にも気をつけましょう。

屋外活動後は入浴し、マダニが付着していないか注意深く全身チェックしましょう。

Q4

もしマダニに刺されたらどうしたらいいの？

マダニ類の多くは、皮膚にしっかりと口器を突き刺し、数日間吸血します。無理に引き抜こうとすると、口器の一部が皮内に残ってしまうことがあるので、**医療機関で処置**してもらってください。刺咬された後**1～2週間は、発熱、嘔気、下痢などに注意し、症状があれば直ちに医療機関を受診**してください。

1～2週間、朝夕に体温を測り、熱が出たら直ぐに医療機関を受診しましょう。

徳島県医学・感染症専門員 馬原 文彦 先生監修

ヒトを刺咬しているマダニ



フタトゲチマダニ



タカサゴキララマダニ



吸血すると3～15ミリくらいに膨れる

(写真提供：馬原アカリ医学研究所)

徳島県保健福祉部感染症対策課 予防・調査担当 電話 621-2227

ドローンで運ぶ村の未来のかたち

3/24(金)、「次世代高度技術の活用により新しいインフラの構築を目指した『中山間地域におけるドローン配送』」の実証実験を佐那河内村内で実施しました。

今回の実証実験は、セイノーホールディングス株式会社、株式会社エアロネクスト、株式会社NEXT DELIVERY、KDDIスマートドローン株式会社の協力のもとで実施しました。

実施した内容としてまず、農業分野での軽作物輸送として、嵯峨老人憩の家から役場庁舎へリポートまでシイタケをドローンで配送し、そこから軽自動車を使用して選果場に併設するふるさと物産直売所まで配送しました。

次に、弁当配食サービスとして、地域交流拠点・新家から役場まで配送した弁当をドローンで佐那河内村保健センターまで配送し、荷物を降ろした後に役場まで帰ってくる実験を行いました。

最後に、ファミリーマート徳島佐那河内店で買い物した荷物を役場まで配送し、ドローンを活用して桜集会所まで配送し、荷物を降ろした後に帰ってくる実験を行いました。

今回の実験では、基本的にドローンの自動運転で荷物の配送が行われており、民家の無いルートを選んで飛行しましたが、車で運ぶのとほとんど変わらない時間で配送をすることができました。

ご協力いただいた人および団体、見学者からも「中山間地域だからこそ、ドローンの活用が必要となってくる。」「他の分野、農業や防災などにも活用できるようにしていけばよいのではないか。」といった前向きな意見や感想をいただきました。

今後は、実験で明確になった課題の洗い出しを行い、住民や村内の事業者とも連携を図りながら、地域課題の解決に活用できるように取り組みを進めていきます。



▲嵯峨老人憩の家からのドローン配送



▲配送されたシイタケ



▲保健センターへ配送し、役場へ帰るドローン



▲送された弁当と受け取りいただいた谷口さん(写真中央)と東條さん(写真左)



▲桜集会所へ着陸するドローン



▲商品を受け取りいただいた秋山さん(写真右)



HP記事

電牧機購入補助金について

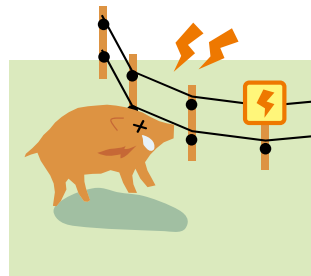
村では、野生鳥獣による農作物被害の防止のため、次のとおり補助金を交付します。希望者は、交付申請書類に必要事項を記入し、企画政策課まで申請してください。

交付対象経費：電気柵設置に要する電牧機本体（支柱、電線などは対象外）

補助金額：33,000円以内／電牧機1台（予算の範囲内で交付）

補助対象者：①～④をすべて満たす人 ①本村村民 ②農業従事者
③電気柵を設置する対象農地が1a以上
④おおむね10年以上使用すること

電気柵使用上の注意：安全に十分気をつけてご利用ください。電気柵に草が触れると漏電するので、定期的に草刈りや点検を行ってください。



お問い合わせ ● 企画政策課

防護柵購入補助金が新設されました

4月1日から、「鳥獣害防護柵購入補助金交付要綱」が施行されました。野生鳥獣による農作物被害防止を目的として防護柵を購入した場合、経費の一部を村が補助します。

希望者は、交付申請書類に必要事項を記入し、企画政策課まで申請してください。

交付対象経費：ワイヤーメッシュ柵・防除ネットおよび設置に要する支柱
アンカー筋・ワイヤー（有刺鉄線は対象外）

補助金額：交付対象経費の10分の5以内の金額（上限金額50,000円）
予算の範囲内で交付

補助対象者：①～③をすべて満たす人
①本村村民 ②農業従事者 ③おおむね5年以上使用すること

申請時の注意：令和5年4月1日以降に購入したものが補助対象になります。



お問い合わせ ● 企画政策課

佐那河内の人権教育 vol.312

ハンセン病講演会に参加して

2月16日(木)、あいぽーと徳島主催のハンセン病講演会に参加しました。講師である国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長の高俊一郎さんから、ハンセン病問題の歴史や国立ハンセン病療養所の実態、患者やその家族がどのような偏見や差別にあってきたかなどについてお話がありました。

ハンセン病療養所には、療養所内で亡くなった引き取り手のない遺骨を納める「納骨堂」があります。入所者の家族は差別を恐れて遺骨の引き取りを拒否し、入所者は亡くなくても家族の元に帰ることができない状況が続いています。現在ハンセン病に感染する人はほとんどいないうえ、治る病気であるということが知られているにも関わらず、この状況が続

いているということが、ハンセン病問題の深刻さを物語っているといえます。

高さんは、ハンセン病の教訓の1つとして、未知の感染症が流行したときに、かつての過ちが繰り返されないようにするため、正しい情報とそれに基づいた行動をとることが大切であることを挙げ、コロナ禍でその教訓が活かされているだろうかという問題提起をされていました。また、人権が大切で、差別がいけない理由として、「人生の可能性を奪い、その人の人生をゆがめてしまうから」とお話されました。高さんからうかがった療養所内の出来事を思い返し、ハンセン病問題について、人の尊厳について、考え学ぶ時間になりました。



村立図書館からのお知らせ

令和5年3月に約1,400冊の新着本を迎えての整備作業を終え、4月10日から開館しています。大きな字で読みやすい大活字本や、暮らし・健康・料理の本、趣味・実用書、コミック本など、これまでなかった本が仲間入りしましたので、ぜひご来館ください。

図書コーナーについて

3月広報でお知らせしたとおり、村役場に図書コーナーを設置し、村立図書館の本を並べています。図書コーナーの本は、村立図書館に利用者登録をしている人に貸し出しをします。お一人様5冊まで、10日間借りていただけますので、ぜひご利用ください。

※貸出可能冊数は、村立図書館の本と図書コーナーの本を併せて5冊です。

※4月は期日前選挙の関係で、多目的スペースから本棚が移動している場合もありますが、本の貸し出しは行います。



利用者登録について

利用者登録は、村在住・在勤・在学の人を対象に行います。運転免許証や健康保険証等の身分証明書をお持ちのうえ、村教育委員会または村農振センター1階事務室へお越しください。利用者カードをお渡しします。

本の貸出方法について

●村立図書館の本を借りる場合

借りたい本と利用者カードを持って、農振センター1階の事務室までお越しください。

●村役場図書コーナーの本を借りる場合

借りたい本と利用者カードを持って、村役場教育委員会までお越しください。



本の返却方法について

借りた本は、農振センター入り口のブックポスト、または村教育委員会へ返却してください。

インターネット上での蔵書検索について

インターネットで、蔵書検索ができます。スマートフォンでQRコードを読み取っていただくか、検索サイトで「佐那河内村立図書館」と検索してください。



ブックポスト

佐那河内村立図書館（農振センター3階）

■ 開館時間 / 平日 9:00~12:00 13:00~17:00 ■ 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日) ■ お問い合わせ 教育委員会

▶新加入チームのお知らせと部員募集のご案内

国の進める部活動の地域移行政策により、新年度より佐那河内中学校の生徒さんを中心とした新しいバレーボールチームが、さなごうちスポーツクラブに仲間入りすることになりました。基本は、中学生対象のバレーボール大会などへの出場を目的とし既存のバレーボールチームとともに練習するかたちとなります。中学生の可能性を広げる新しい試みなので、さなごうちスポーツクラブでもできるかぎり協力、応援していきたいと考えています。地域のみなさんにおきましてもご理解のほどお願いします。

入部等ご質問のある人は、さなごうちスポーツクラブ事務局までご連絡ください。

●練習場所

佐那河内村民体育館※佐那河内小中学校を使用する場合があります。

●問い合わせ先

さなごうちスポーツクラブ事務局 050-2034-5825
佐那河内VC 保護者代表 大仲香織 090-3780-7491



▶令和5年度 さなごうちスポーツクラブ会員募集

新年度も始まり、さなごうちスポーツクラブでは会員を募集しています。感染症の影響で、ながらくスポーツから離れていて再開を考えている人や新しくスポーツを始めたい人、ダイエットや運動不足が気になる人など、ぜひこの機会にスポーツクラブに登録し、みんなでスポーツを楽しみませんか。新しい団体設立や既存の団体への参加など何でも相談にのりますので、まずはスポーツクラブ事務局までご連絡ください。

年会費		スポーツ保険 (年間)	
●ゴールド会員 (65才から)	2,400円	●中学生以下	800円
●一般会員 (64才まで)	3,600円	●高校生以上	1,850円
●ジュニア会員 (18才まで)	2,400円	●65才以上	1,200円
●キッズ会員 (小学生未満)	200円	入会時に保険加入をお願いします。	
●ファミリー会員	6,000円		
(同一世帯に生活実態が有る人・人数制限無し)			

各種大会結果

少年サッカー部

3月19日(日)

エボルシオン大会 優勝

仲野 結さん (12)

徳島県小学生陸上競技普及大会
女子ジャベリックボール投げ3位

各種大会結果も可能な限り掲載させていただきますので、掲載希望の人はご連絡ください。

5月 教室カレンダー

佐那河内小中学校体育館

卓球
19:30~21:00

バドミントン※
20:00~22:00

- 参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- 日程は変更する場合があります。
- 状況により会場を変更する場合があります。

【お問い合わせ】 さなごうちスポーツクラブ事務局
電話 050-2024-5825

中央運動公園グラウンド

サッカー・フットサル
18:30~20:30

※印の種目は活動費が必要です。

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 	11	12 	13
14	15	16	17	18	19 	20
21	22	23	24 	25	26 	27
28	29	30	31			



徳島県移住者交流会に参加しました！

3月4日(土)に海陽町で移住者交流会が開催されました。昨年8月、本村に移住された伊藤家ご家族と参加し、浮き玉網掛け体験を一緒に行い、村に住んでの感想や海陽町に移住された人の移住後の暮らしを聞きました。参加された移住者は「実際に会って経験談を交換できたのが良かった」と話されていました。他の地域に移住された人とも親睦を深められるよう今後も参加していきたいと思います。



駐在所だより

4月1日より、全ての自転車利用者にヘルメット着用が義務化（努力義務）になりました

ヘルメット非着用の場合、事故時の致死率が**2.4倍**になります。
みなさん自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう！

春山登山における遭難防止

昨年、県内での山岳遭難発生件数は、15件18人（死者1人）。無理のない**登山計画**をたて、**登山届**を出し、近くの山に行く時も、家族や友人に**連絡**しておきましょう。



渡辺 孝

昨年度と同様に転勤も無く引き続き勤務してまいりますので、ご用件のある人はお気軽に駐在所にお立ち寄りください。

また、みなさんのお宅付近を巡回していますので、ご用件のある人は手を振ってお声をお掛けください。

高橋 徳島中央警察署長 離任あいさつ（現在、刑事部長）



▲佐那河内村地域の安全を守る会
渡辺警部補・富長理事・日下理事・西村会長・高橋刑事部長

何かご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください。
駐在所（電話679-2110）へのご連絡をお待ちしています。

緊急の場合は110番通報を！



佐那河内村地域包括支援センターだより

4
月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

教室名	日時	会場
いきいき体操教室	4月17日(月) 13:30~15:30	農振センター
健康料理教室	4月25日(火) 10:00~12:00	農振センター
いきいき体操教室	5月15日(月) 13:30~15:30	農振センター
脳若トレーニング教室	5月19日(金) 10:00~11:00	農振センター

※感染症予防対策のため、マスクの着用、検温の実施、手指消毒にご協力ください。感染症の拡大状況によっては、開催を中止することもあります。
※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤・音井

第85回 読み合い朗読会

「伝えたい村の話」佐那河内村史から

- 副業を読みました。明治時代に本村の耕地面積は全面積の20%に過ぎず、米や麦の主食も足らず現金収入を得るためには副業が重要でした。その中でも、藁の加工品、養蚕、畜産に多額の収入があったようです。
- 藁工品。縄は明治初期から藍玉の包装用として「玉縄」とも呼ばれ大規模に生産されました。主たる生産地は嵯峨でしたが、藍作の衰退とともに衰微してしまいました。しかし、日露戦争で軍需品の荷造り用として復活したのです。農家は朝鳥が鳴く前から藁を打ち、夜ふけまで縄をない。「朝の藁は夕には黄金」という好況でした。それが戦後は木炭の包装用の縄が製造される程度に変遷してしまいました。
- 養蚕。明治中頃に藍作の衰退の兆しが見え始めると、その代わりに養蚕が奨励されました。明治末期から大正にかけて養蚕業の発展は目ざましく、

- 桑苗の共同購入や桑園の害虫駆除に補助金が出て、ますます発達していきました。ただ養蚕が盛んになると、納屋や母屋が蚕に占領されて、家人は狭い一室に追いやられたのです。しかも蚕の給桑は1日のうち多くて9回。それも早朝は5時。夜間は11時。濡れた桑は禁じられていました。しかし、糸価の暴落により戦前には衰退していきました。
- なんとか現金収入にと日々奮闘していった姿が見えるようです。次号は畜産をお伝えしましょう。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

【次回の開催】第86回 5月8日(月) 19:30~20:30
場 所：役場 多目的スペース
お問い合わせ：鈴木 (090-2156-7935)

(古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。)

さなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

石南ひまわり句会

一月十七日 農振センター

青空や子の背と並ぶ雪だるま

山田サキシロー

通勤の人のみ歩く冬田道

西尾 武義

添え書きの一言嬉し賀状かな

安喜 律子

初日出雲ひとつなく光る山

丸野 幸枝

コスモスの蕾に一声こえかけす

坂田 小夜

賑わいたる活気に嬉し初詣

山川 恵梨奈

風花の時止まるよう土曜朝

高橋 仁美

学童 お別れ会 3月10日(金)

学童では卒業する、6年生8人にむけてお別れ会を行いました。

村長からの挨拶や記念品贈呈後、6年生から一言ずつ挨拶をもらい、在校生みんなで思い出や感謝の言葉を贈りました。

その後、ジャンケン大会やふうせんくじをみんなで行い、大変盛り上がりしました。

短時間の開催にはなりましたが、6年生と最後に楽しい時間を過ごし、笑顔で送り出すことができました。

中学生になっても学童に立ち寄ってほしいです。



訪問理・美容サービス事業

理容院または美容院に出向くことが困難な在宅の人が自宅で手軽に散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費を負担します。

対象者

- 介護保険の「要介護3～5」の認定を受けている人
- 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
- 療育手帳A判定の交付を受けている人
- 難病の患者に対する医療などの法律で難病の認定を受けた人
- 地域ケア会議で必要と認められた人

対象外

- 同居している人が送迎できる人
- 令和4年度までに村民税など滞納がある人

利用料など

- 利用料などに係る費用は自己負担
- 訪問に要する費用を村社会福祉協議会が負担(1回2,000円以内、年間6回まで)

申請方法

対象となる人は、申請書に利用料と訪問に要した費用の領収書を添付のうえ、担当民生委員の証明をもらって提出してください。

新事務所に移転しました

佐那河内村社会福祉協議会が移転しました。

3月20日(月)より新事務所での業務となっています。

今後ともよろしくお願いします。



▲村民体育館内です

善意銀行だより

● 青木 雅裕様 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域社会福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

情報ボックス

月	日	曜日	行事名	場 所	時 間	備 考
4月	16日	日	河川一斉清掃	村内全域	適宜	
	17日	月	いきいき体操教室 対象：医師から運動制限を受けていない人	農振センター 1階 大会議室	13:30～15:30	【持参物】 運動しやすい服装、水筒など
	18日	火	乳幼児相談 対象：乳幼児とその保護者	農振センター 2階 大和室	10:00～10:30 (受付)	【持参物】 母子健康手帳、バスタオル、子どもノート
			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
			1歳6か月児・3歳児健診 対象：1歳6か月児・3歳児とその保護者	農振センター 2階 大和室	12:50～13:10 (受付)	【持参物】 問診票、アンケート、母子健康手帳、バスタオル、子どもノート
			常会長会	村民体育館	19:30～	【持参物】 印鑑
	19日	水	粗大ごみ（木製品、プラスチック類、家電、金属、ガラス、陶器など）	追上駐車場	16:00～19:00	
	20日	木	粗大ごみ（木製品、プラスチック類、家電、金属、ガラス、陶器など）	追上駐車場	8:30～11:00	
	25日	火	健康料理教室 対象：健康づくりに関心のある人	農振センター 1階大会議室ほか	10:00～12:00 (予定)	【持参物】 材料代200円、エプロン、三角巾
			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	※5月2日～5月3日の収集はお休みになります
5月	8日	月	心配ごと相談、行政相談、人権擁護相談、法律（特別）相談	村役場 相談室 3	9:00～12:00	
	9日	火	乳幼児相談 対象：乳幼児とその保護者	農振センター 2階 大和室	13:15～13:30 (受付)	【持参物】 母子健康手帳、バスタオル、子どもノート
			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
15日	月	いきいき体操教室 対象：医師から運動制限を受けていない人	農振センター 1階 大会議室	13:30～15:30	【持参物】 運動しやすい服装、水筒など	

- 65歳以上の参加者が多い行事については、マスクの着用など感染させない配慮にご協力をお願いします。
- 新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。

人のうごき (敬称略)

個人情報に関する内容のため削除しています

住民基本台帳登録数

令和5年3月末現在

[人 口] 2,166人 (－9)
[男] 1,054人 (－5)
[女] 1,112人 (－4)
[世帯数] 942 (－4)

※()前月比



＊エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
＊土木工事、建築基礎、左官

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リポール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】
抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



f 株)岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村 岡本組

(株)岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660/FAX679-3661

土木工事経験者の方歓迎!!

現場作業員募集

建築一式工事・土木一式工事

(有)東建設

☎679-2119 IP5793 佐那河内村上字宮前 50



★お電話の上、履歴書(写貼)をご持参ください。詳細は面談にて

企業・個人事業者のみなさま

令和5年度 広報さなごうち・HPの

広告主募集中



編集後記

日ごとに暖くなり、外に出ればいたる所で満開の桜を目にするようになりました。

春は出会いと別れの季節でもあり、今月号の広報は、卒業に関する記事も多く見られます。卒業されたみなさん、おめでとうございます。

日本瓦・洋風瓦・各種瓦、屋根工事施工
屋根・瓦の事ならお任せ下さい

山田瓦工業

TEL. 088-679-3289

健康づくりの会(食生活改善推進委員)のおすすめレシピ

No.145 新キャベツとじゃこの酢の物



材料(5人分)

新キャベツ…………… 300g
じゃこ…………… 20g
人参…………… 50g
油揚げ(長方形)……… 1枚
酢…………… 大2 1/2
砂糖…………… 大1弱
塩…………… 少々
薄口醤油…………… 大1弱

作り方

- ① キャベツは短冊切り、人参・油揚げはせん切りにしてそれぞれゆでる。
- ② 調味料にじゃこを浸けておく。
- ③ ①の野菜をよくしぼり①と②を和える。

ポイント

- (1) じゃこを調味料に浸けておくことで出汁がでて、じゃこもやわらかくなります。
- (2) 新キャベツはやわらかく味も馴染みやすいです。旬の野菜は栄養も豊富なので積極的に使いたう。

栄養成分	エネルギー	59kcal	タンパク質	3.8g
	脂質	2.3g	炭水化物	6.2g
	塩分	0.8g		

各課直通
電話番号

総務課 679-2113	産業環境課 679-2115	議事事務局 679-2152
健康福祉課 679-2971	企画政策課 679-2973	住民税務課 679-2114
保育所 679-2217	建設課 679-2970	教育委員会 679-2817
消防センター 679-2136	救急要請 679-3999	

IP電話番号
村役場代表 5000～5004
議事事務局 5005
教育委員会 5006